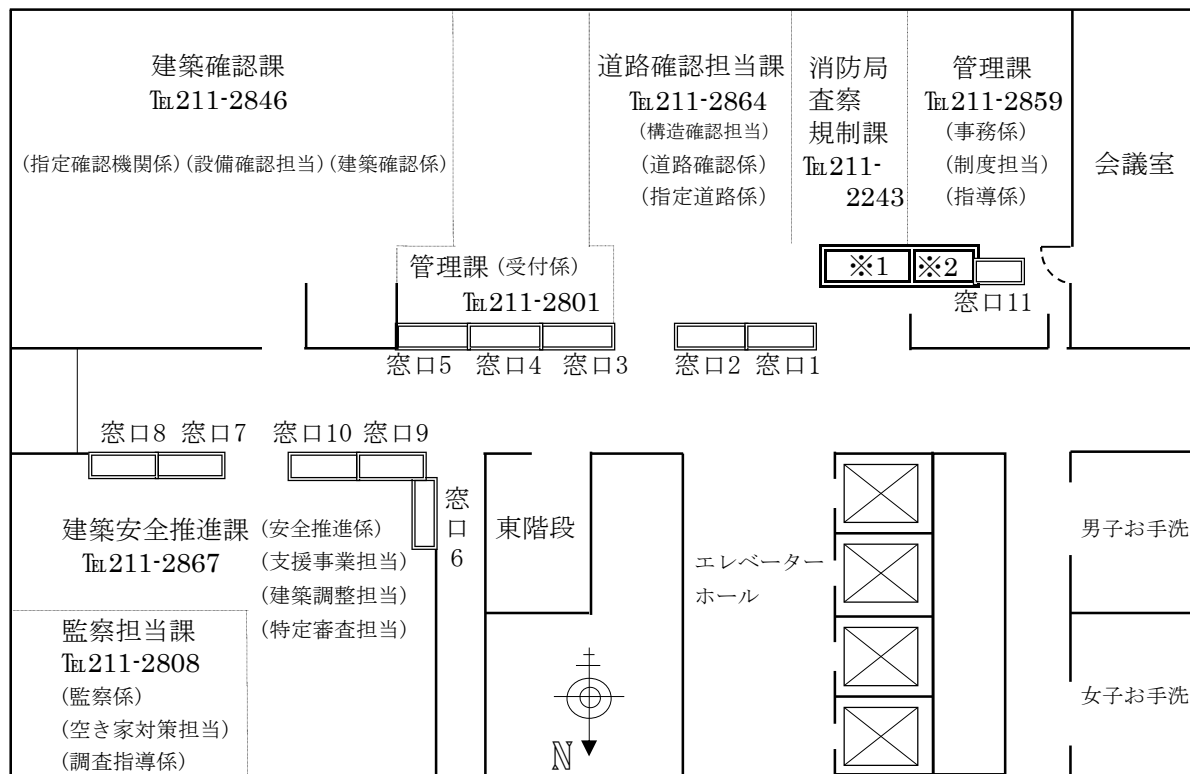


第1章 建築確認申請等の手続き

1 建築指導部受付窓口の事務内容及び各課配置

- 窓口 1番 …… 指定道路の申請及び相談、指定道路台帳の閲覧、町名変更等の証明
- 窓口 2番 …… 確認申請に伴う接道の相談、長期優良住宅・低炭素建築物
・建築物省エネ法の認定申請受付及び交付
- 窓口 3番 …… 建築確認に関する申請及び届出の受付、検査申請
- 窓口 4番 …… 家屋証明書の発行
- 窓口 5番 …… 各種証明書の発行、建築計画概要書の閲覧
- 窓口 6番 …… 「札幌市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」
による届出及び「ワンルーム形式集合住宅に関する建築指導要綱」
による事前協議
- 窓口 7番 …… 定期報告の届出、定期調査報告及び定期検査報告概要書閲覧
- 窓口 8番 …… 建設リサイクル法の届出
- 窓口 9番 …… 地区計画の届出、駐車場施設及び駐輪場の届出等
- 窓口10番 …… 福祉のまちづくり事前協議、バリアフリー法の審査・認定
駐車場施設及び駐輪場の届出等
- 窓口11番 …… 許可及び認定等の相談・申請



建築指導部のレイアウト（本庁舎 2階 南側）

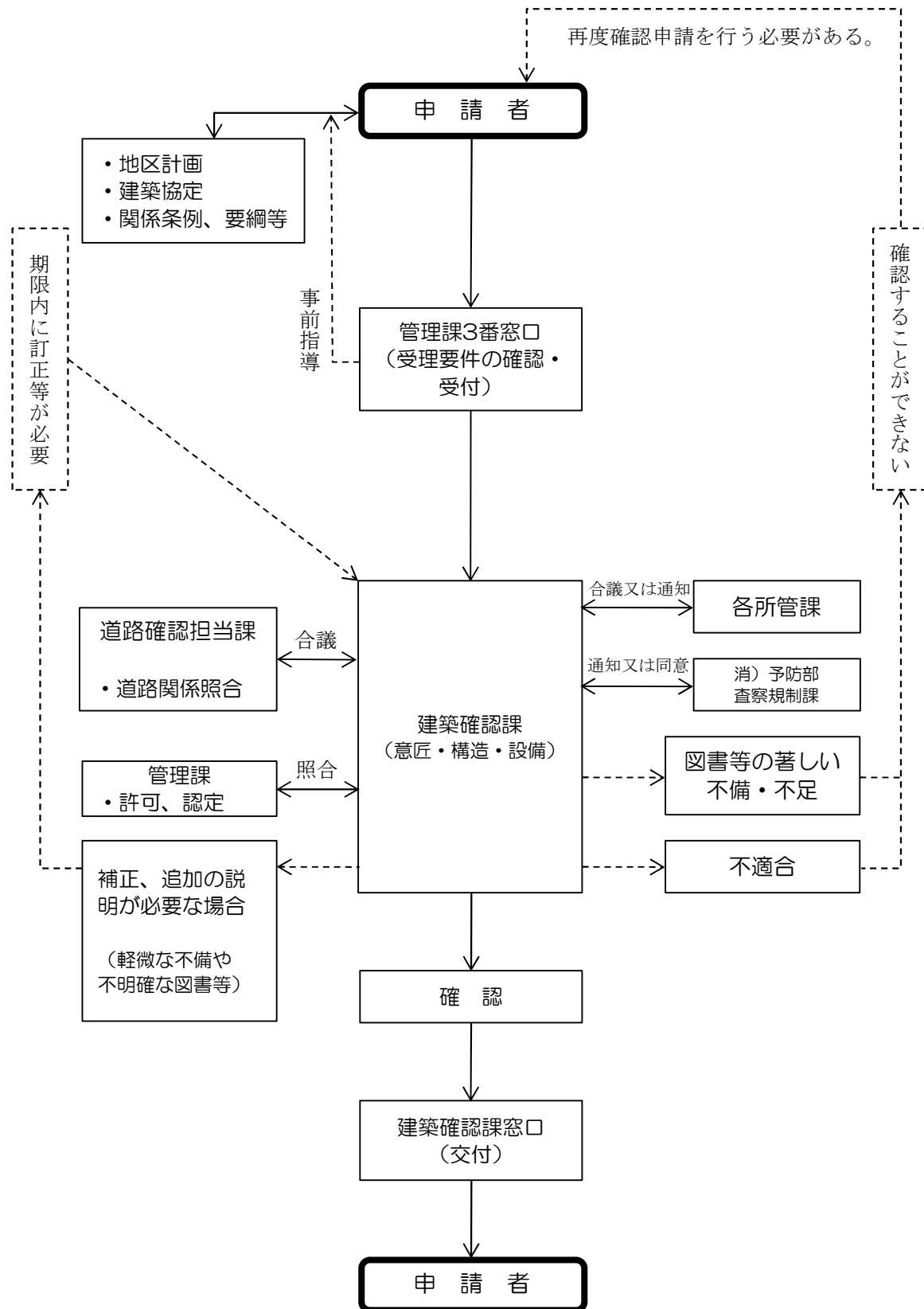
※1 都市計画情報提供システム

※2 真北測定参考図

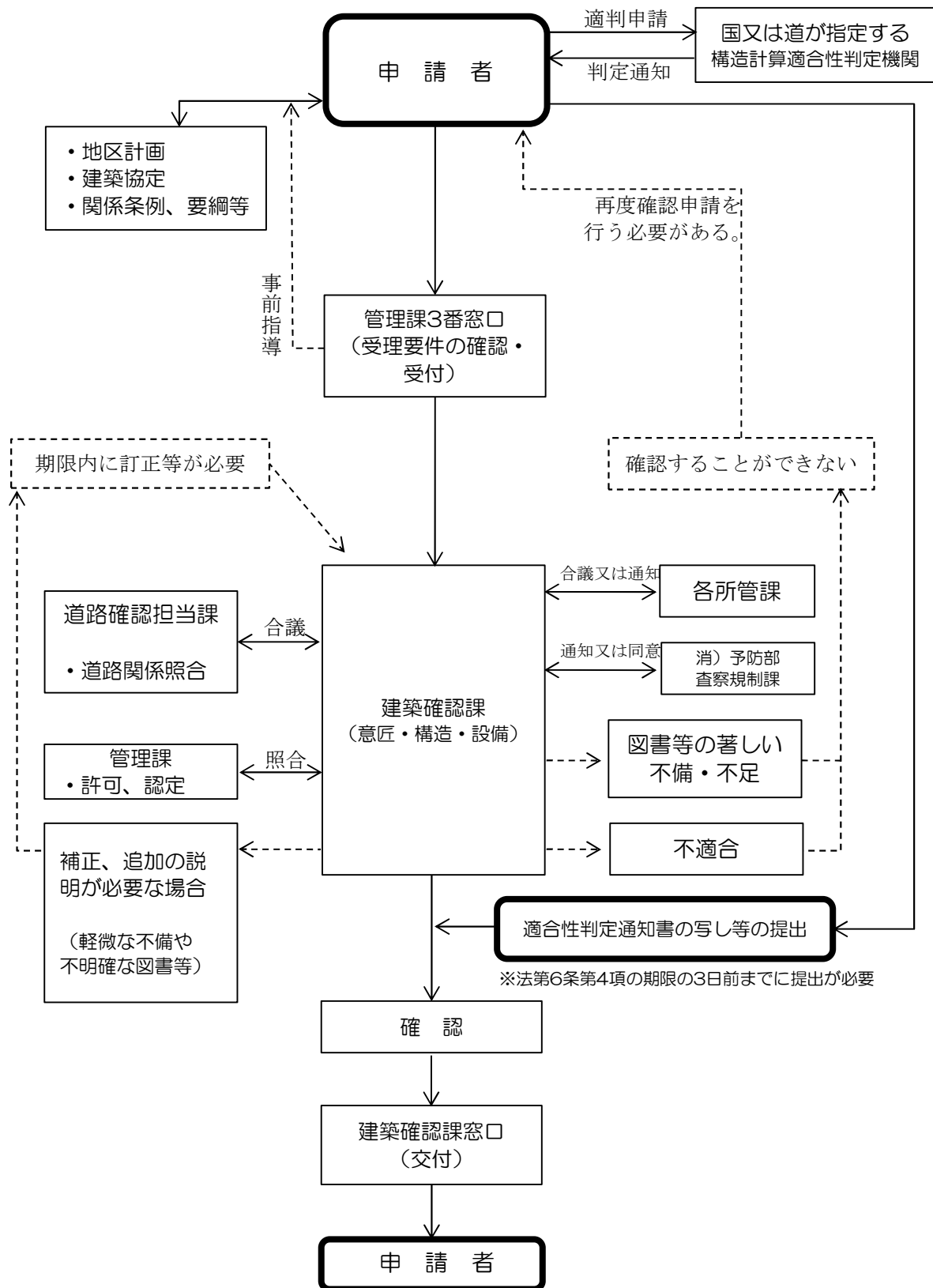
FAX : 211-2823（各課共通）

2 札幌市に確認申請（計画通知）等を行う際の申請の流れ

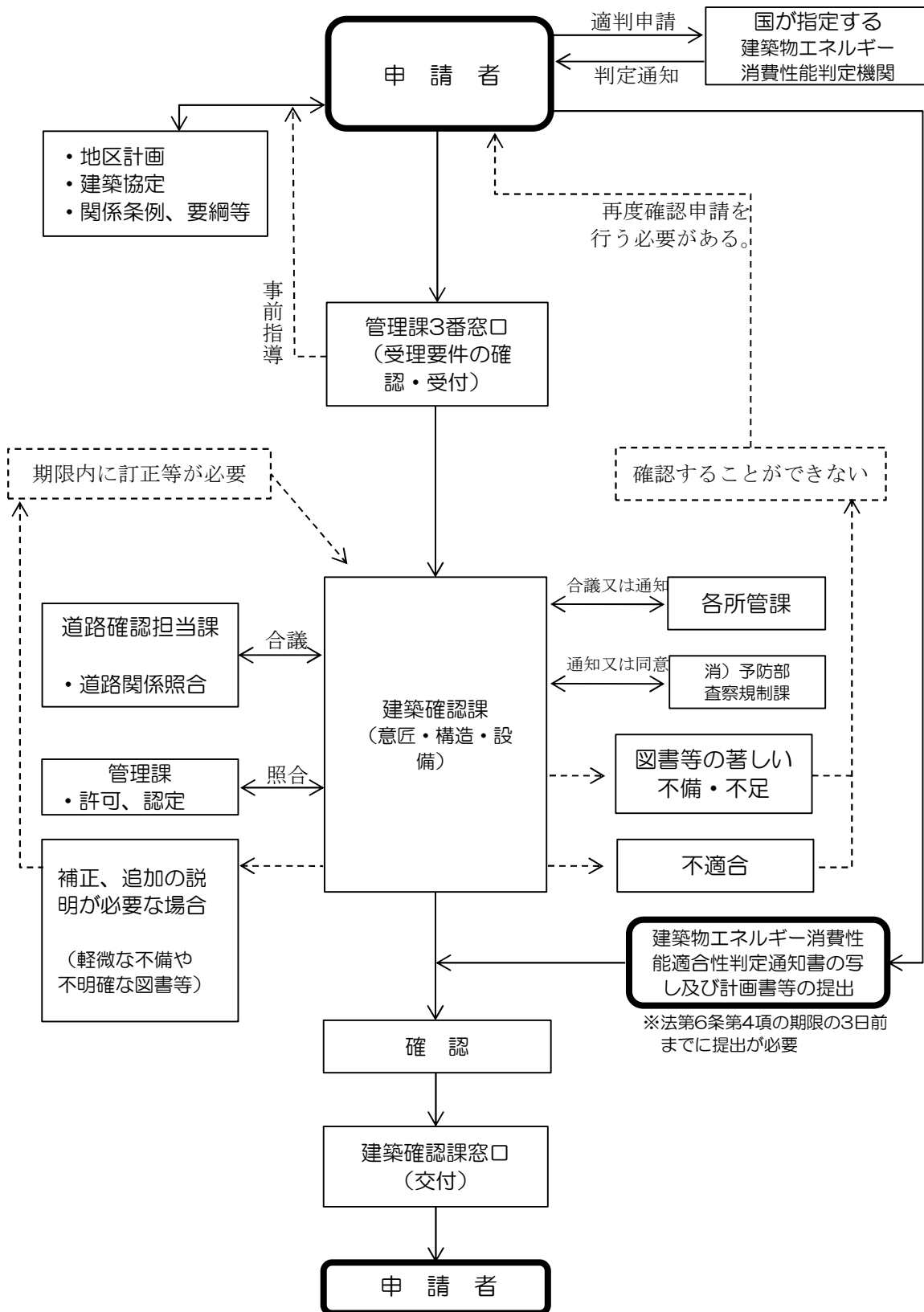
(1) 建築物【法6条】：構造計算適合性判定及び 建築物エネルギー消費性能適合性判定を伴わない確認



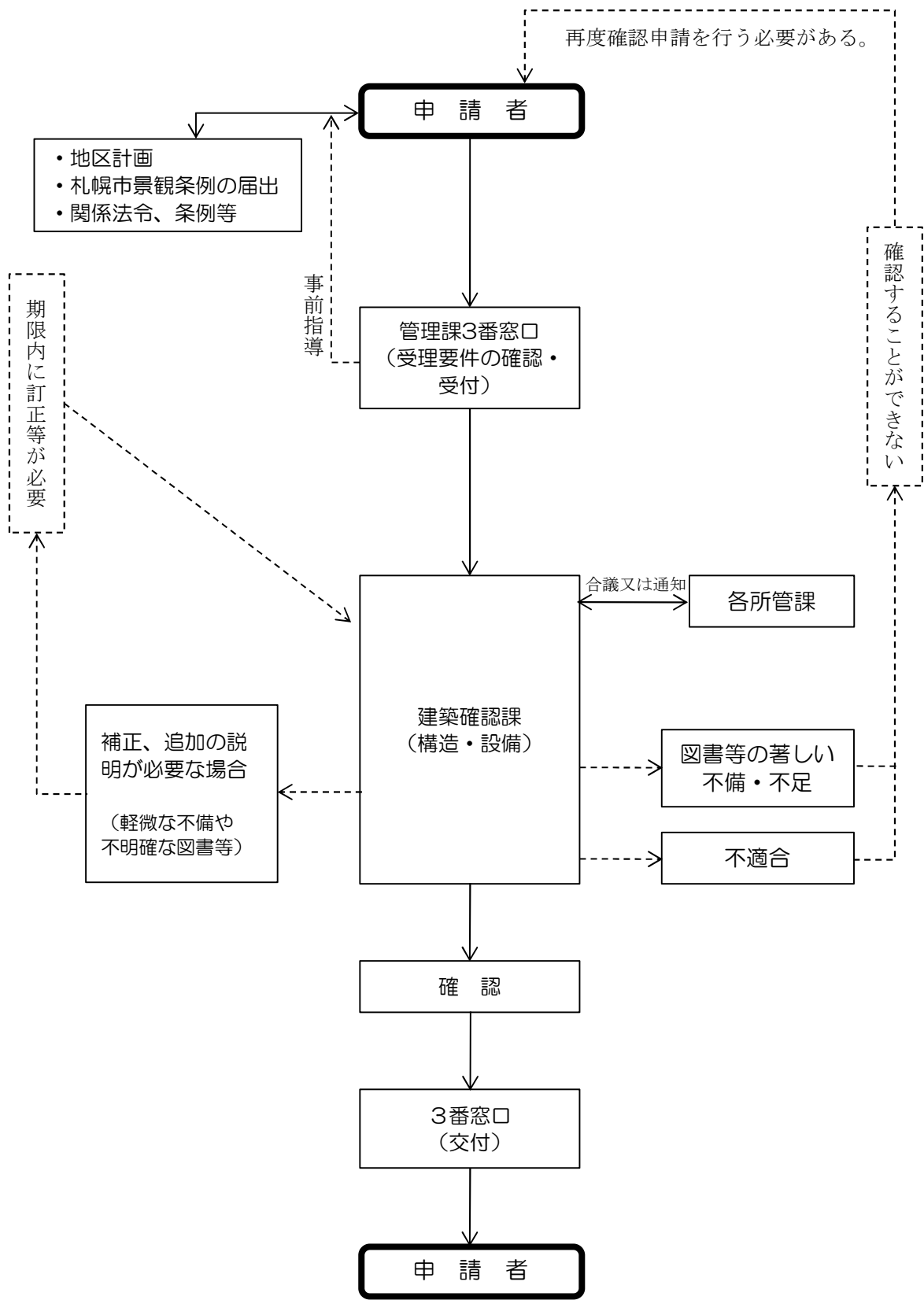
(2) 建築物【法6条】：構造計算適合性判定を伴う確認



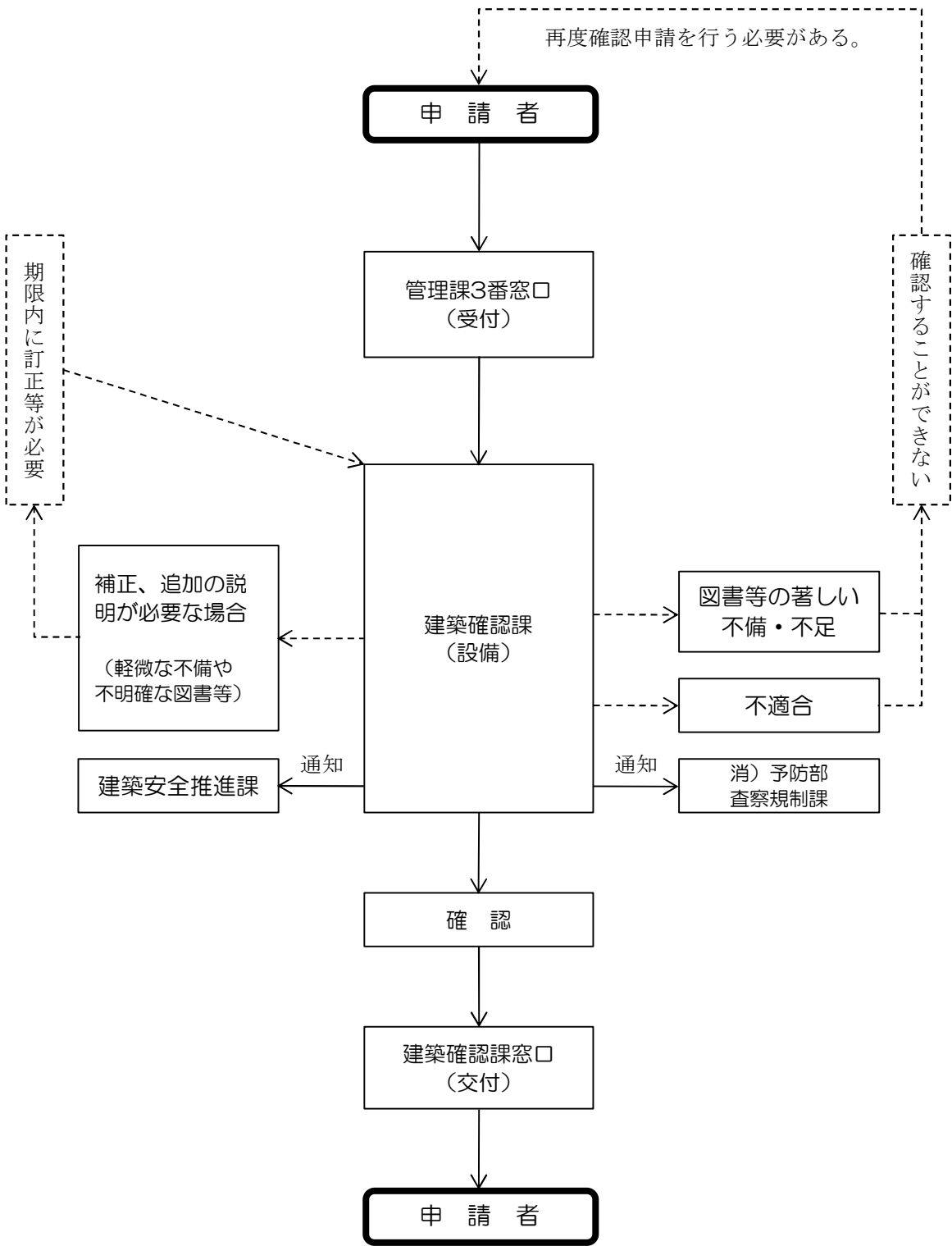
(3) 建築物【法6条】：建築物エネルギー消費性能適合性判定を伴う確認



(4) 工作物【法6条準用】

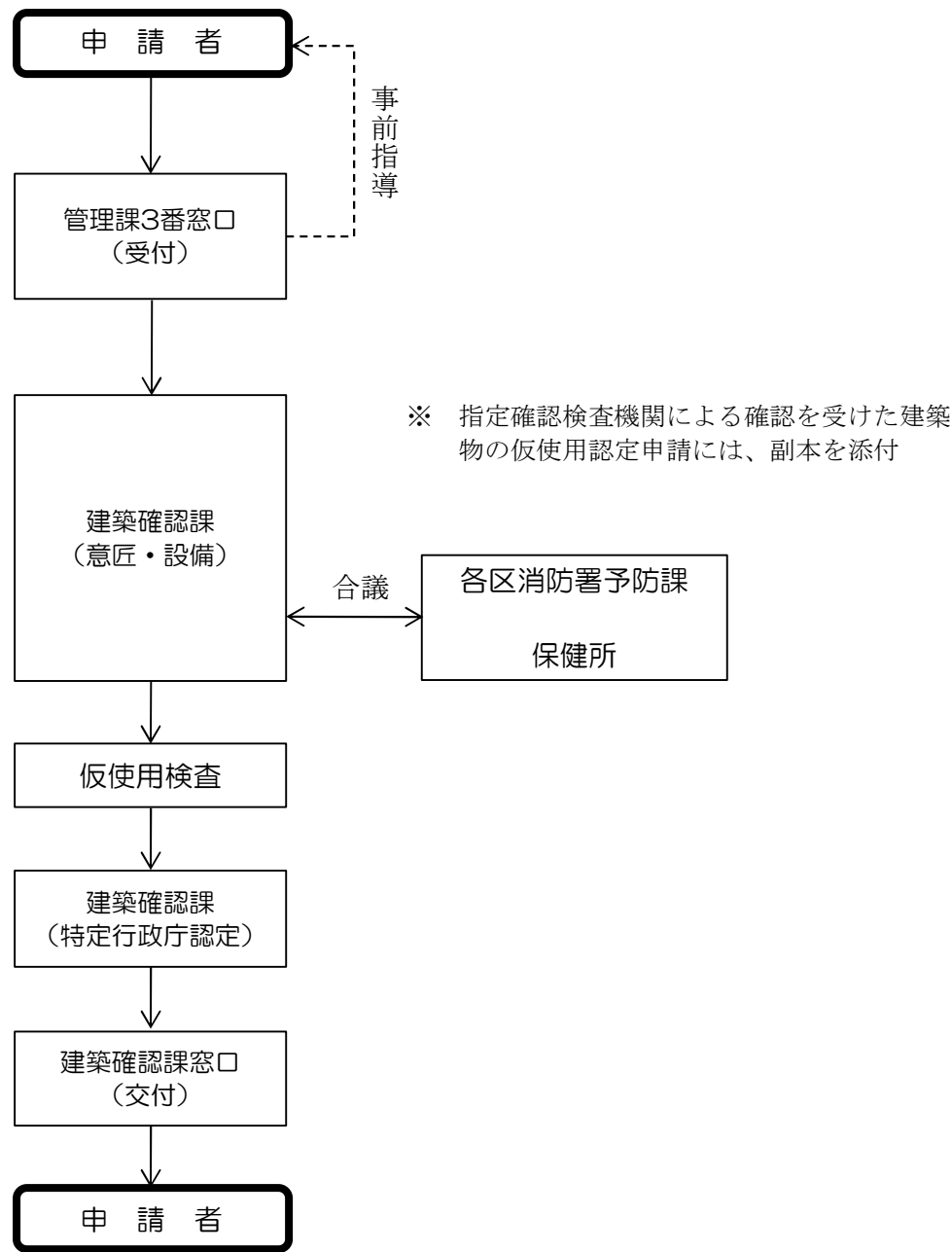


(5) 昇降機【法6条準用】



※「昇降機技術基準の解説2016年版」も参照のこと。

(6) 仮使用認定申請【法7条の6】



3 建築基準法又は建築関係規定その他条例等に基づく届出など

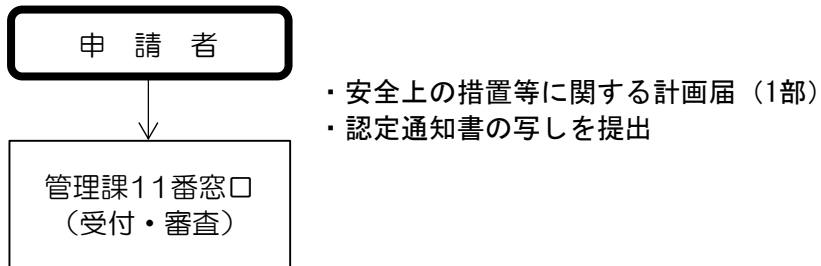
(1) 工事中における安全上の措置等に関する計画の届出〔法90条の3〕

① 仮使用認定申請を伴う場合

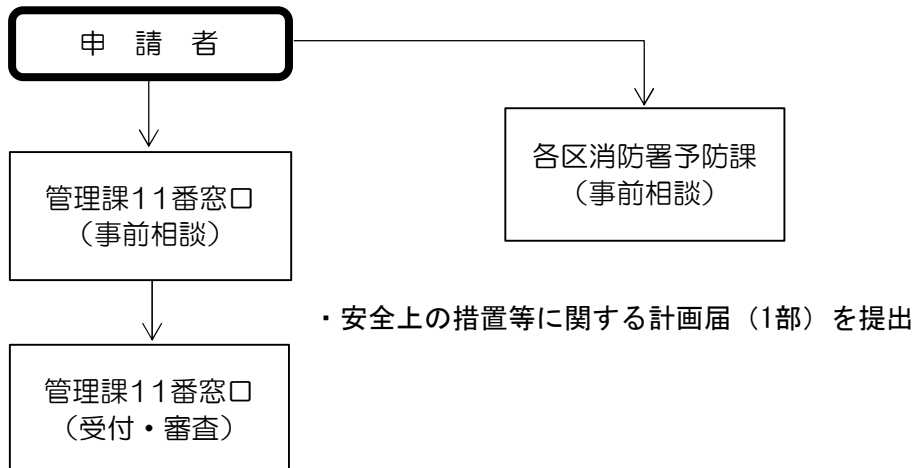
ア) 札幌市により仮使用認定を受ける場合

仮使用認定申請書に安全上の措置等に関する計画届（1部）を添付

イ) 指定確認検査機関により仮使用認定を受けた場合

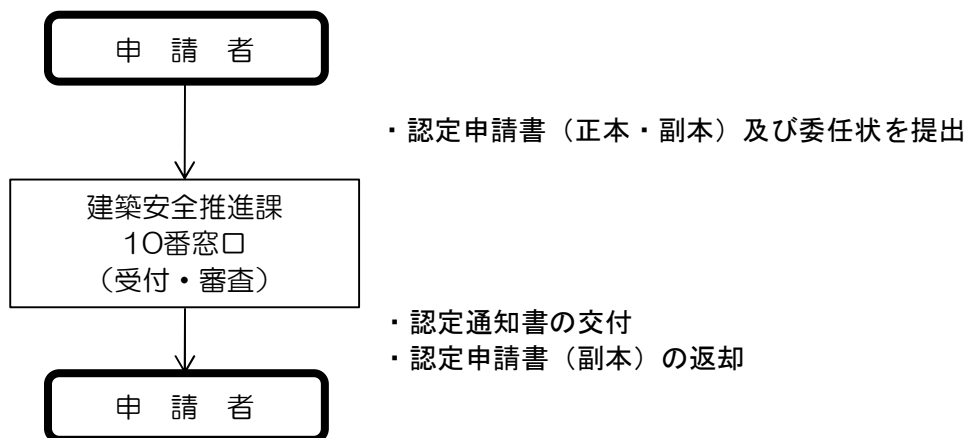


② 仮使用認定申請を伴わない場合



(2) バリアフリー法に基づく、特定建築物の建築等認定申請

認定申請書を単独で提出する場合（バリアフリー法第17条第1項）

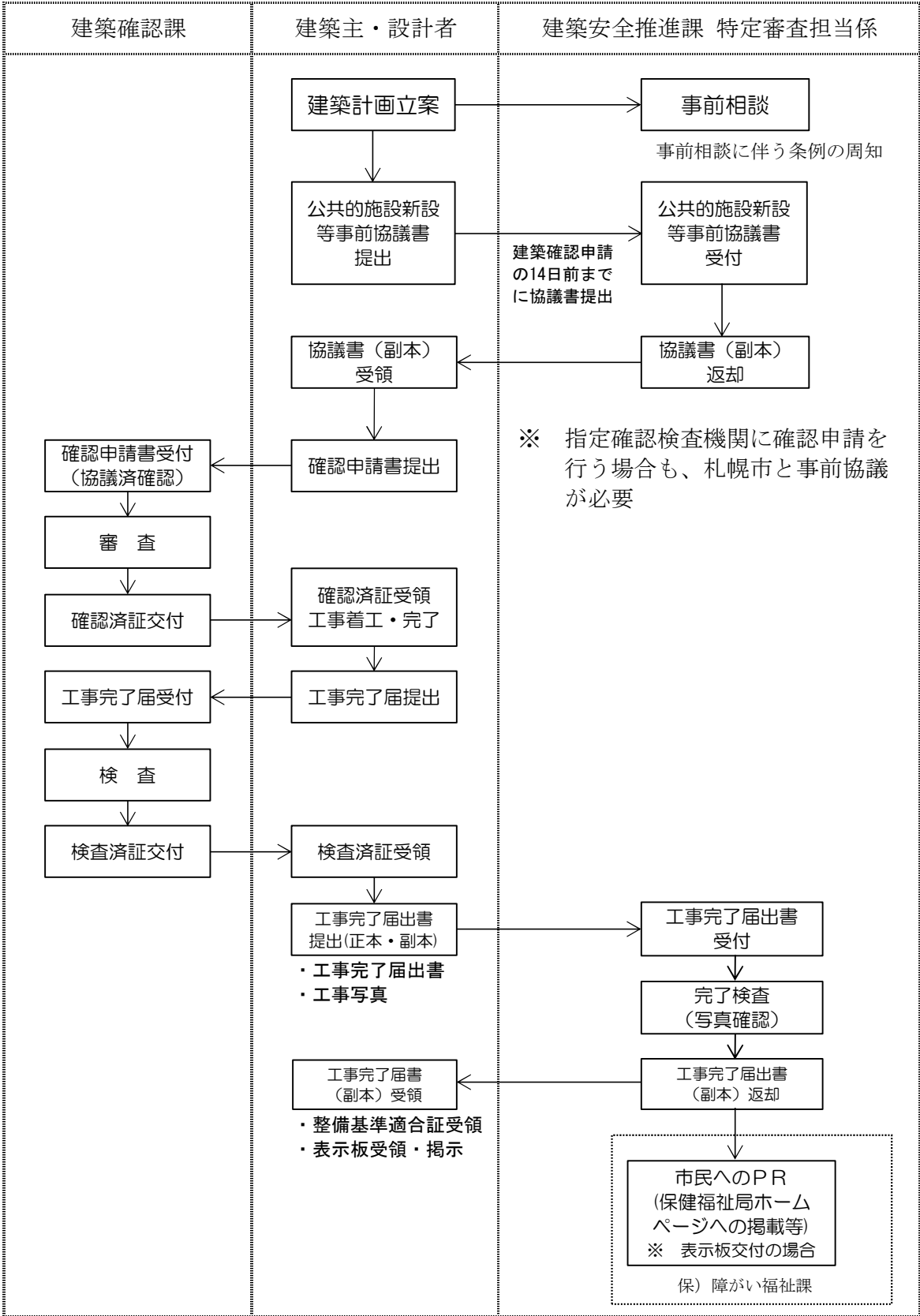


※ 指定確認検査機関に確認申請を行う場合は、必要な図書等について各機関に直接確認すること。

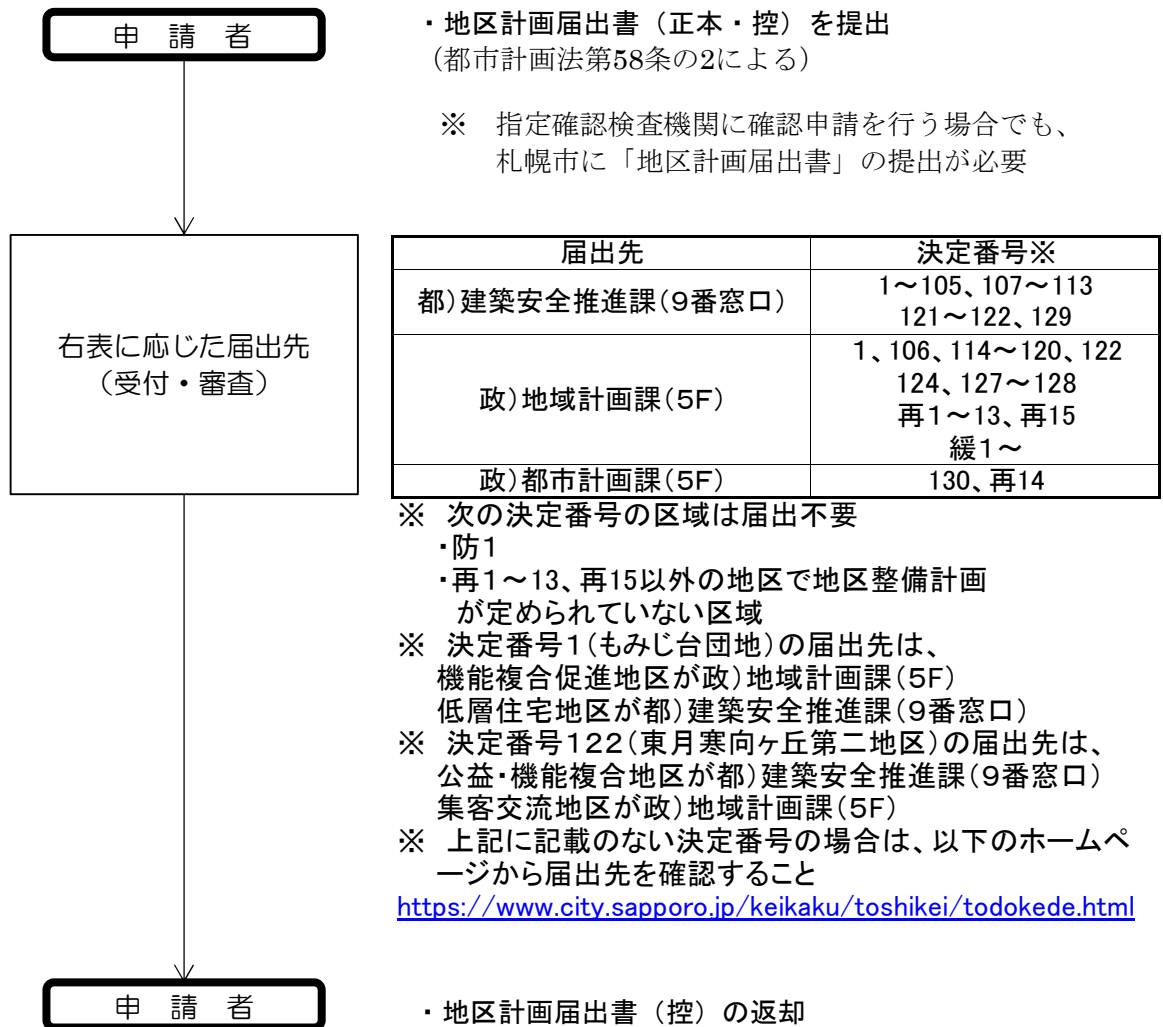
（バリアフリー法第17条第4項）

建築確認申請書と認定申請書を併せて提出する場合は、事前にご相談ください。

(3) 「札幌市福祉のまちづくり条例」に基づく事前協議の流れ

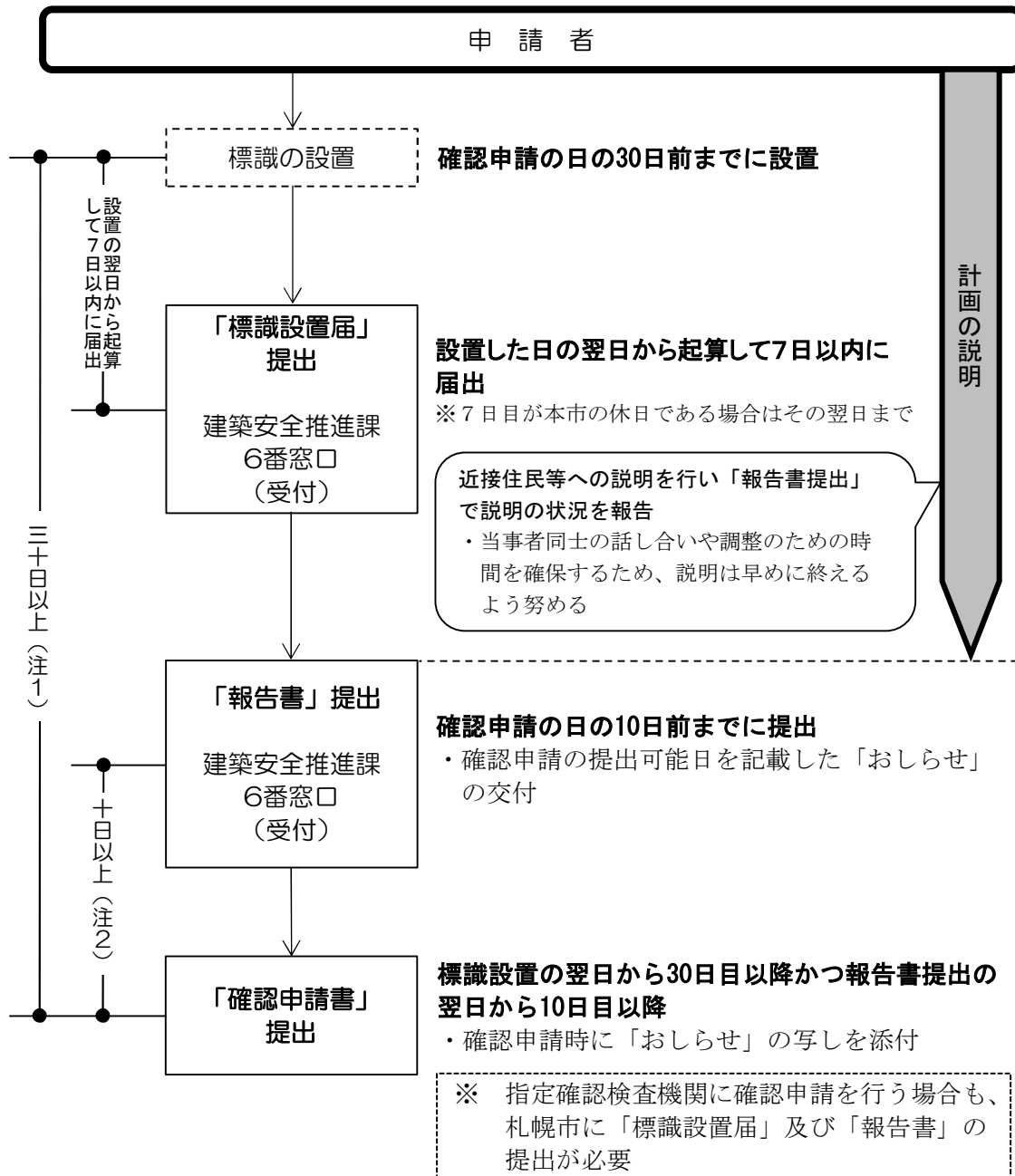


(4) 地区計画の届出



札幌市に確認申請を行う場合は、返却された地区計画届出書（控）
 を確認申請書に添付すること（1-28P参照）

(5) 「札幌市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づく届出



（注1）：確認申請の日は標識設置の翌日から起算して30日目以降

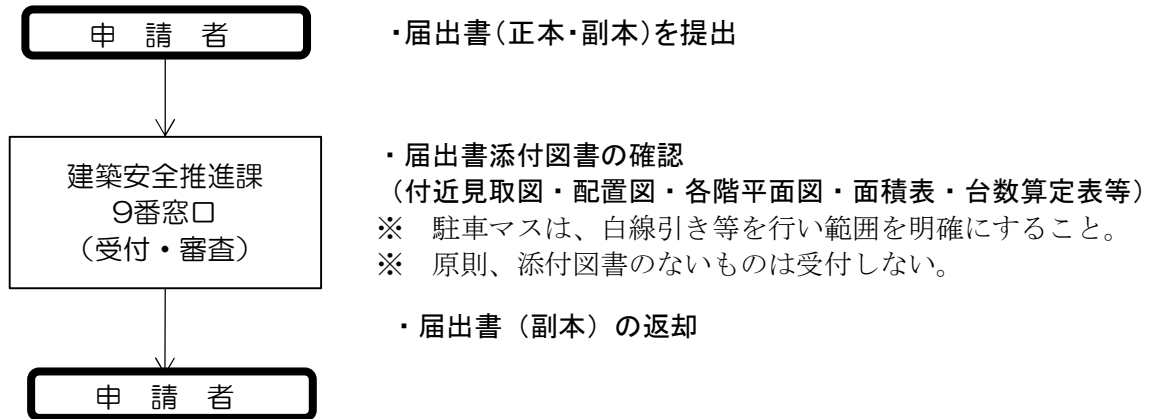
（注2）：確認申請の日は報告書提出の翌日から起算して10日目以降

※届出内容を変更しようとするときは、建築基準法上の計画変更確認申請の有無にかかわらず、「建築計画変更届」の届出が必要なため、変更の可能性が生じた段階で、すみやかに建築調整担当に相談すること。

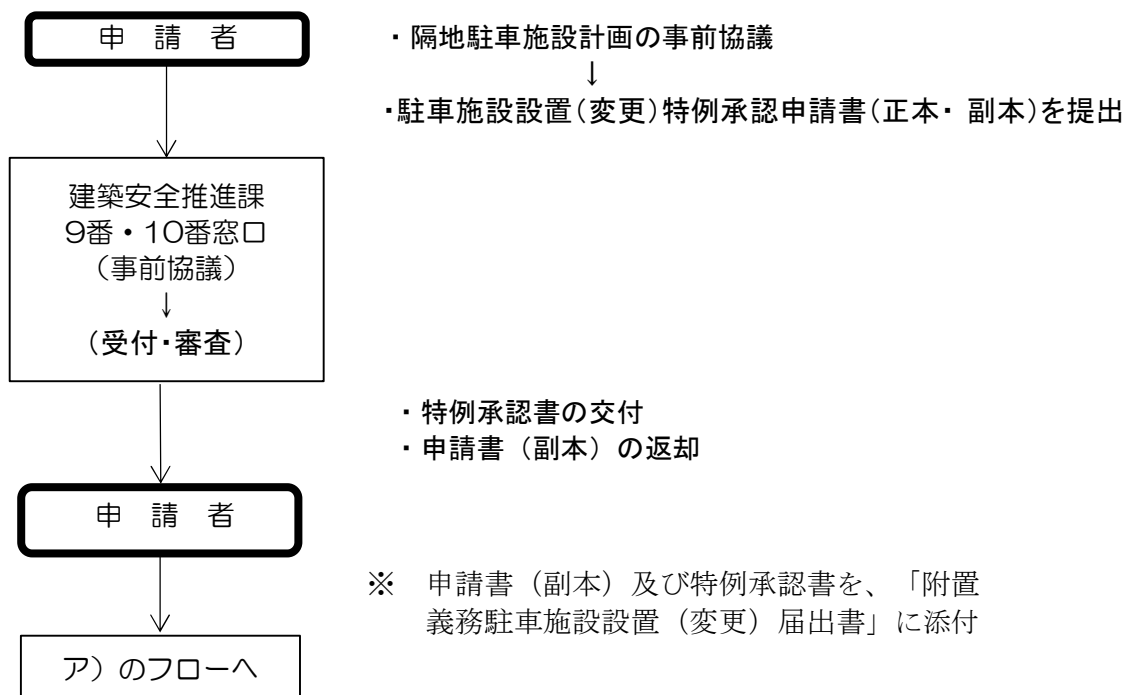
※手続きに関する詳細については「札幌市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例手続きの手引き」を参照すること。

(6) 「札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の附置義務駐車施設設置(変更)の届出

ア) 通常の場合

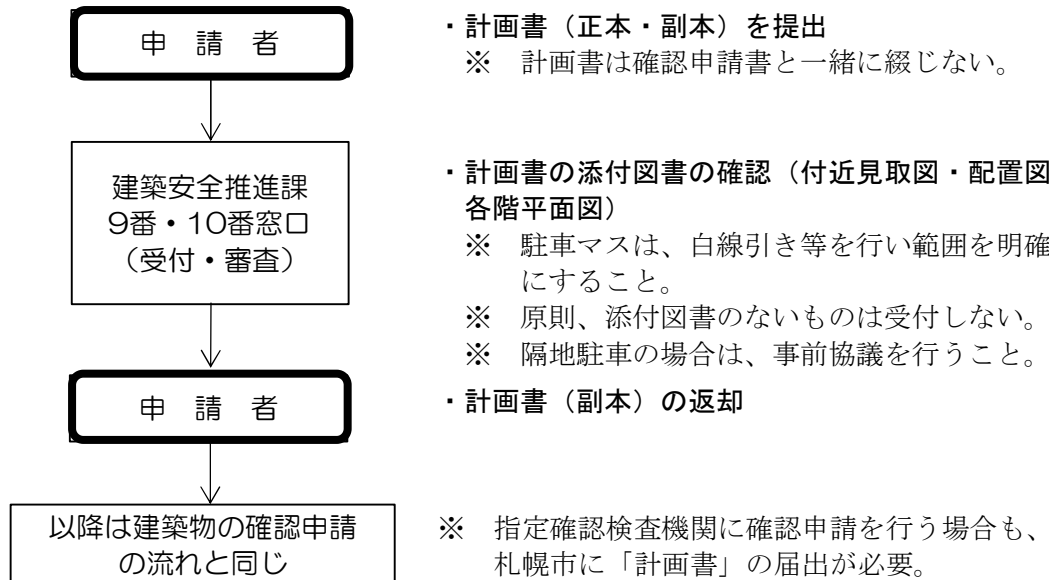


イ) 特例承認申請を行う場合

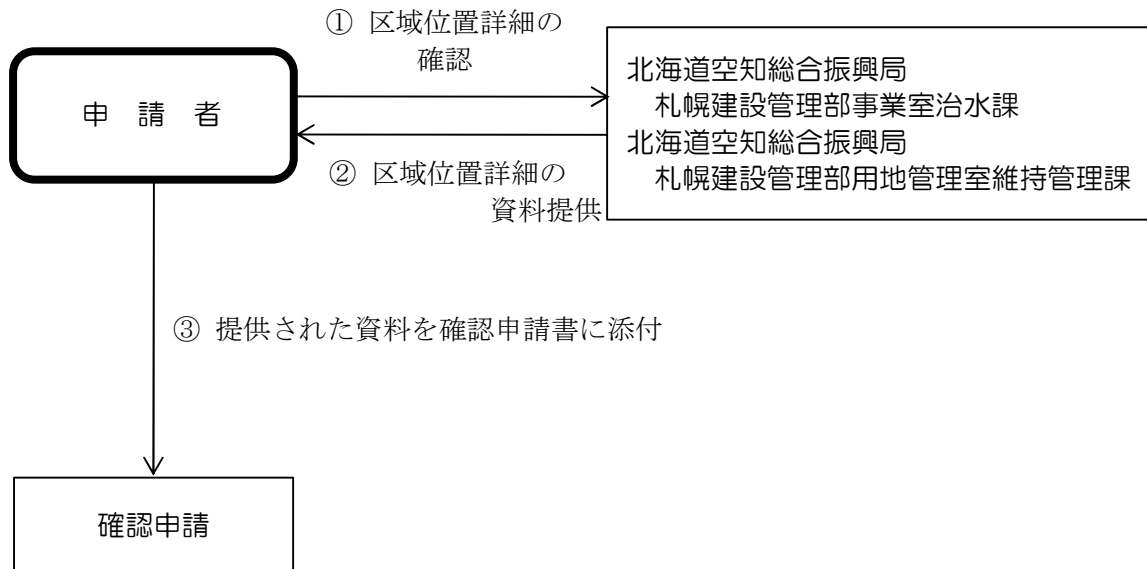


※ 公共交通機関利用促進措置等に係る特例申請(台数緩和制度等)は、まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課(211-2275)が提出先となります。

(7) 「札幌市共同住宅等における駐車施設の設置に関する指導要綱」に基づく計画書の届出



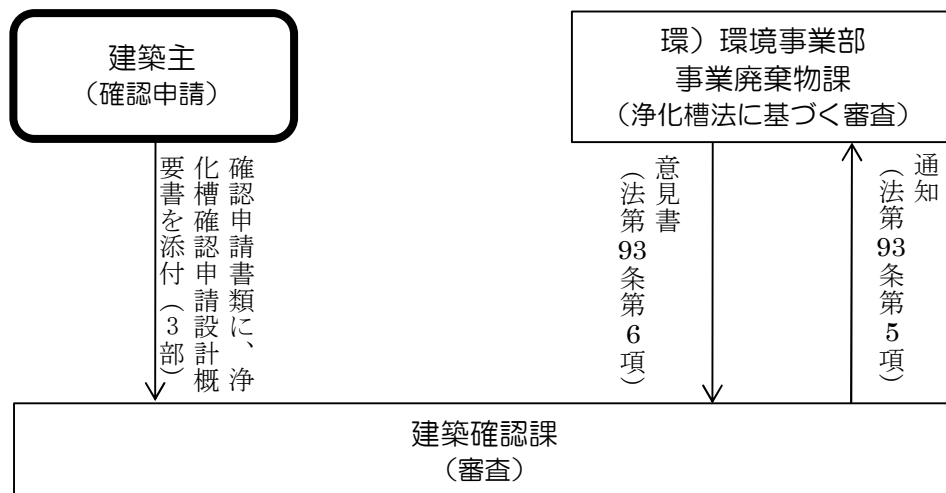
(8) 申請敷地に土砂災害特別警戒区域に係る場合【法20条、令80条の3】



- ※ 敷地・建築物に対して区域が明確な場合は、この限りでない。
- ※ 土砂災害特別警戒区域については2-99P参照のこと。
- ※ 指定確認検査機関に確認申請を行う場合は、必要な図書等について各機関に直接確認すること。

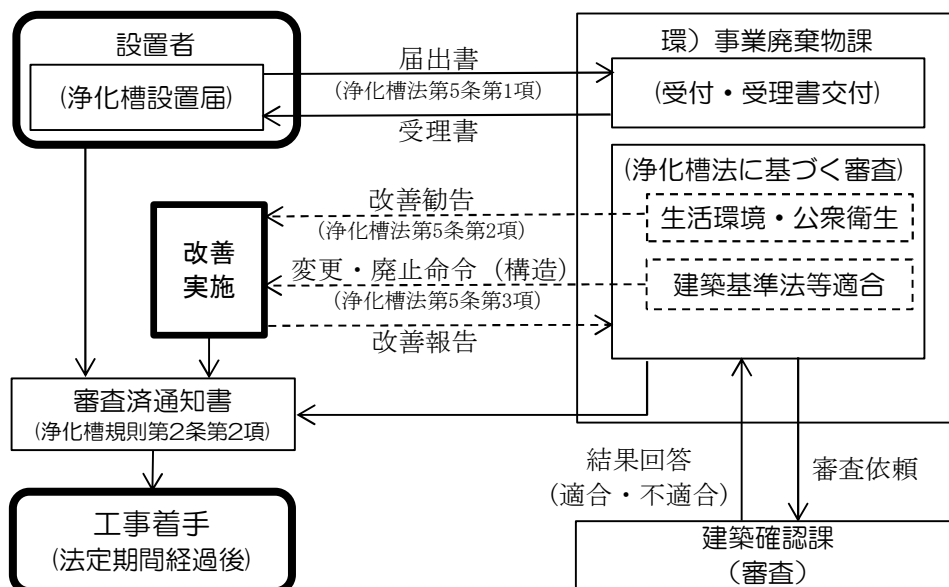
(9) 浄化槽を設置する場合

- (1) 確認申請（建築基準法第6条第1項、第18条第2項）において浄化槽を設置する場合及び変更をする場合は、浄化槽の構造について建築確認課で審査をし、環）環境事業部 事業廃棄物課に通知する。



※ 指定確認検査機関に確認申請を行う場合も、法第93条第5項に基づき、指定確認検査機関から環）環境事業部への通知が必要であり、確認申請書類に浄化槽確認申請設計概要書を添付（3部）すること。

- (2) 建築物の新築・増築がなく、浄化槽を単独に設置する場合は、環）環境事業部 事業廃棄物課に事前の相談を行った上で浄化槽設置届（浄化槽法第5条第1項）を提出する。



※法定期間とは届出書の受理日から21日（型式認定浄化槽にあつては10日）の期間であり、この期間内に限り、改善勧告、変更・廃止命令をすることができる。

4 関係法令等に基づく関連部局一覧

(1) 建築基準関係規定 【法6条1項、令9条】

	法 令	条 項	所 管	電 話
1	消防法	第9条、第9条の2、第15条、第17条	消)予防部査察規制課 [中)南4条西10丁目]	215-2050
2	高圧ガス保安法	第24条		
3	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第38条の2		
4	屋外広告物法	第3条～第5条	各区土木部維持管理課	※下記参照
5	港湾法	第40条第1項	—	—
6	ガス事業法	第162条	北海道産業保安監督部保安課 [北)北8条西2丁目札幌第1合同庁舎]	709-2311(代)
7	駐車場法	第20条	都)建築指導部建築安全推進課 (2F南東)	211-2867
		台数緩和特例承認	政)総合交通計画部交通計画課 (5F北)	211-2275
8	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	第5条第4項		
9	水道法	第16条	水)給水部給水課 [中)大通東11丁目]	211-7032
10	下水道法	第10条第1項及び第3項、 第25条の2、第30条第1項	下)事業推進部排水指導課 [豊)豊平6条3丁目]	818-3422
11	宅地造成及び特定盛土等規制法	第12条第1項、第16条第1項 第30条第1項、第35条第1項	都)市街地整備部開発指導課 (7F南)	211-2512
12	都市計画法	第29条第1項及び第2項、 第35条の2第1項、第41条第2項、 第42条、第43条第1項、 第53条第1項及び第2項	政)都市計画部都市計画課(ほか)	
13	流通業務市街地の整備に関する法律	第5条第1項	政)都市計画部都市計画課 (5F北)	211-2506
14	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	第5条第1項～第3項	—	—
15	浄化槽法	第3条の2第1項	環)環境事業部事業廃棄物課(13F北)	211-2927
16	特定都市河川浸水被害対策法	第10条	—	—
17	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)	第14条第1項～第3項	都)建築指導部建築安全推進課 (2F南東)	211-2867
18	都市緑地法	第35条、第36条及び第39条第1項	—	—
19	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (建築物省エネ法)	第10条第1項	都)建築指導部建築確認課 (2F南)	211-2846

※ 建)総務部道路管理課(6F南) 211-2452

【各区土木部維持管理課(土木センター内)】

中央区	614-5800	中)北12条西23丁目(S.D.C.北12条ビル2F)		
北 区	771-4211	北)太平12条2丁目1-7		
東 区	781-3521	東)北33条東18丁目1-6	清田区	888-2800 清)平岡2条4丁目1-40
白石区	864-8125	白)本通14丁目南5-32	南 区	581-3811 南)南31条西8丁目2-5
厚別区	897-3800	厚)厚別町下野幌45-39	西 区	667-3201 西)西野290-10
豊平区	851-1681	豊)西岡3条1丁目8-20	手稲区	681-4011 手)曙5条5丁目2-1

(2) 建築物の計画地に関する関係法令等

	項 目	関 係 法 令 等	所 管	電 話
1	市道・道道に関すること	道路法	建)総務部道路認定課 (6F南)	211-2457
2	国道に関すること	道路法	北海道開発局札幌開発建設部 公物管理業務課 [中]北2条西19丁目 札幌総合庁舎	611-0199
3	市道(ブロック移動)		建)土木部管理測量課 (6F北)	211-2562
4	市道(切り下げ)		各区土木部維持管理課	※P1-19参照
5	市道計画道路		政)都市計画部都市計画課(5F北)	211-2506
6	市街化調整区域内	都市計画法	都)市街地整備部開発指導課 (7F南)	211-2512
7	旧住宅造成事業に関する法律による道路	旧住宅地造成事業に関する法律		
8	宅地造成等工事規制区域内	宅地造成及び特定盛土等規制法		
9	特定盛土等規制区域内			
10	急傾斜地崩壊危険区域内	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	北海道空知総合振興局 札幌建設管理部維持管理課 [中]南11条西16丁目2-1]	561-0413
11	砂防指定地区内	砂防法		
12	土砂災害特別警戒区域内	土砂災害防止法		
13	地下鉄(事前確認)		交)高速電車部業務課 [厚]大谷地東2丁目4-1]	896-2744
	構造に関すること		交)高速電車部施設課 [厚]大谷地東2丁目4-1]	896-2754
14	都市計画施設の区域内 (「様式-5」(1-64P)参照)	都市計画法		
		都市計画道路	政)総合交通計画部交通計画課 (5F北)	211-2275
		地下鉄・JR高架下		
		都市計画公園	建)みどりの推進部みどりの推進課 [中]南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6F]	211-2533
		流通業務団地	都)市街地整備部総務課	211-2555
15	土地区画整理事業の区域内 (「様式-3」(1-61P)参照)	土地区画整理法	都)市街地整備部 区画整理事業担当課 (7F南)	211-2657
16	河川敷地・河川予定地		北海道開発局(札幌河川事務所) [南]南32条西8丁目2-1] 空知総合振興局札幌建設管理部事業課 [西]西野3条1丁目1-20] 下)事業推進部河川管理課 [豊]豊平6条3丁目下水道河川局庁舎4F]	581-3235 662-1161 818-3415
17	公園内	都市公園法	建)みどりの推進部みどりの管理課 [中]南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6F]	211-2536
18	風致地区内	札幌市緑の保全と創出に関する条例	建)みどりの推進部みどりの管理課 [中]南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6F]	211-2522
19	流通業務地区内	流通業務市街地の整備に関する法律	政)都市計画部都市計画課(5F北)	211-2506
20	景観計画区域・重点計画区域	札幌市景観条例(景観法)	政)都市計画部地域計画課(5F北)	211-2545
21	地区計画区域内	都市計画法	(地区計画の届出については1-12P参照)	
22	丘珠飛行場周辺 (航空進行区域等)	航空法	陸上自衛隊丘珠駐屯地業務隊管理科 飛行場管理班 [東]丘珠町161]	781-8321 (内)366
23	電波伝搬障害区域内	電波法	北海道総合通信局無線通信部陸上課 [北]北8条西2丁目札幌第1合同庁舎]	(代)709-2311 (内)4644
24	送電線付近	電気事業法	北海道電力(株)札幌統括電力センター 送電グループ [東]東苗穂 5条1丁目]	782-8316
25	市街地再開発事業	都市計画法		
26	第1種市街地再開発事業の施行地区内	都市再開発法	政)都市計画部事業推進課(4F南)	211-2706
27	優良建築物等整備事業	優良建築物等整備事業制度要綱		
28	土地の形質の変更に関すること	土壌汚染対策法	環)環境都市推進部環境対策課(12F南)	211-2882
29	北海道新幹線沿線 (トンネルに影響を与える範囲に おける荷重条件の事前確認)		独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北海道新幹線建設局総務部 広報・渉外課 [中]北2条西1丁目1マルイト札幌ビル6階]	231-3456

(3) 建築物の用途による関係法令等

項 目	関 係 法 令 等	所 管	電 話
1 ワンルーム形式の集合住宅	札幌市ワンルーム形式集合住宅に関する建築指導要綱・施行細目	都)建築指導部建築安全推進課 (2F南東)	211-2867
2 民泊 ※	住宅宿泊事業法 札幌市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例	保)保健所生活環境課 [中]大通西19丁目 WEST19] 経)観光・MICE推進課 (15F北)	622-5165 211-2376
3 ホテル・旅館等	旅館業法 札幌市旅館業施設指導要綱	保)保健所生活環境課 [中]大通西19丁目 WEST19]	622-5165
4 劇場・映画館	興行場法		
5 公衆浴場	公衆浴場法		
6 クリーニング工場	クリーニング業法		
7 化製場・死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律		
8 プール	札幌市 プール指導要領		
9 病院・診療所	医療法	保)保健所医療政策課 [中]大通西19丁目 WEST19]	622-5162
10 納骨堂	札幌市墓地等の経営の許可等に関する条例	保)ウェルネス推進部施設管理課 [中]北2条西1丁目 ORE札幌ビル]	211-3525
11 給油所	消防法 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	消)予防部査察規制課 [中]南4条西10丁目]	215-2050 211-2882
12 カラオケボックス	カラオケボックスの騒音を防止するための指導方針	環)環境都市推進部環境対策課 (12F南)	211-2362
13 汚染土壌処理施設	土壌汚染対策法 札幌市汚染土壌処理施設設置等指導要綱		
14 ペット動物等火葬施設 お焚き上げ施設	札幌市ペット動物等火葬施設設置に関する指導要綱		
15 工 場	騒音規制法・振動規制法・水質汚濁防止法・悪臭防止法・大気汚染防止法・北海道公害防止条例・札幌市生活環境の確保に関する条例・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律		
工 場 (製造業、電気・ガス・熱供給業に係る工場であつて、敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上のもの)	工場立地法	経)産業振興部立地促進・ものづくり産業課 (15F北)	211-2362
16 大規模小売店舗 (1,000㎡超)	大規模小売店舗立地法	経)産業振興部商業・金融支援課 (15F北)	211-2372
17 駐車場	駐車場法	政)総合交通計画部交通計画課(5F北)	211-2275
18 産業廃棄物処理施設	建築基準法 札幌市産業廃棄物処理施設設置等指導要綱	都)建築指導部管理課(2F南) 環)環境事業部事業廃棄物課 (13F北)	211-2859 211-2927
19 使用済自動車の解体・破砕施設	使用済自動車の再資源化等に関する法律 札幌市自動車解体施設等の設置に関する指導要綱		
20 大規模共同住宅等 (敷地が1,000㎡以上)	大規模共同住宅等の建築に係る道路整備の指導取扱い要領	政)都市計画部都市計画課(5F北)	211-2506
21 有料老人ホーム	老人福祉法 札幌市有料老人ホーム設置運営指導指針	保)高齢保健福祉部介護保険課 (3F北)	211-2972
22 町内会館	—	各区市民部地域振興課	—
23 風俗営業	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	所轄警察署(公安委員会)	—
24 サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律	都)市街地整備部住宅課(7F北) 保)高齢保健福祉部介護保険課(3F北)	211-2807 211-2972
25 畜舎等	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	北海道農政部生産振興局畜産振興課 [中]北3条西6丁目 北海道庁]	204-5438

※ 民泊に関する届出や相談等 : 札幌市民泊総合窓口 (北海道経済センタービル7階 TEL 211-2388)

(4) 建築物の構造・規模・設備等による関係法令等

	項 目	関 係 法 令 等	所 管	電 話
1	中高層建築物（高さ10mを超える建築物）	札幌市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都)建築指導部建築安全推進課 (2F南東)	211-2867
2	浄化槽を設ける建築物	浄化槽法	環)環境事業部事業廃棄物課 (13F北)	211-2927
3	廃棄物焼却炉	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ダイオキシン類対策特別措置法 大気汚染防止法 札幌市生活環境の確保に関する条例	環)環境都市推進部環境対策課 (12F南)	211-2882
4	河川へ汚水を放流する建築物	開発行為における污水放流の指導要綱 水質汚濁防止法		
5	地下水を利用する建築物	札幌市生活環境の確保に関する条例		
6	掘削工事面積が1,000㎡を超える建築物	札幌市生活環境の確保に関する条例		
7	騒音・振動発生施設 (送風機・圧縮機等)	騒音規制法・振動規制法・札幌市生活環境の確保に関する条例 北海道公害防止条例		
8	拡声放送	札幌市生活環境の確保に関する条例	保)保健所生活環境課 [中)大通西19丁目 WEST19]	622-5165
9	ボイラー等ばい煙発生施設 VOC排出施設	大気汚染防止法・札幌市生活環境の確保に関する条例		
10	井水及び受水槽方式の給水設備を設ける建築物	札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱		
11	延べ面積が3,000㎡を超える特定建築物（興行場・店舗・百貨店・事務所など）	建築物の衛生的環境の確保に関する法律		
12	敷地面積が1,000㎡を超える建築物	札幌市緑の保全と創出に関する条例	建)みどりの推進部みどりの管理課 [中)南1条東1丁目 大通ハスセンタービル 1号館6F]	211-2522
13	開発行為の許可を要する建築物	都市計画法	都)市街地整備部開発指導課 (7F南)	211-2512
14	立地適正化計画に基づく事前届出を要する建築物	都市再生特別措置法 〔※届出の必要な建築物について〕 は下記アドレスを参照	政)都市計画部都市計画課 (5F北)	211-2506

※ 立地適正化計画に基づく事前届出制度 https://www.city.sapporo.jp/keikaku/rich/rich_todokede.html

5 建築行為等の前に必要な届出・協議書等

(1) 条例等に基づくもの

条 例 等 の 名 称	届 出 ・ 協 議 先	提 出 時 期
札幌圏都市計画 地区計画	1-12P参照	・着手の30日前までに、届出書を提出 (都市計画法第58条の2)
札幌市福祉のまちづくり 条例	都)建築指導部建築安全推進課 (2F南東) 211-2867	・ 建築確認申請を行う14日前までに、協議書を提出
札幌市自転車等駐車場の 設置等に関する条例	都)建築指導部建築安全推進課 (2F南東) 211-2867	・ 建築確認申請を行う前に、届出書を提出
札幌市建築物における駐車 施設の附置等に関する条例		・ 建築確認申請を行う前に、届出書を提出 ・ 駐車施設の附置の特例を受ける場合は、あらかじめ 承認が必要(1-14P参照)
札幌市中高層建築物の建築 に係る紛争の予防と調整に 関する条例		・ 建築確認申請を行う30日前までに、建設予定地 に標識を設置 ・ 標識設置後、1週間以内に標識設置届を提出 ・ 建築確認申請を行う10日前までに、報告書を提出
札幌市緑の保全と創出に 関する条例	建)みどりの推進部 みどりの管理課 211-2522 [中)南1条東1丁目 大通 パスセンタービル1号館6F]	・ 風致地区内における建築物の建築その他の工作物の 建設を行おうとする場合は、あらかじめ市長の許可が 必要 ・ 緑の保全と創出地域において、敷地面積が1,000㎡ 以上の建築物、その他の工作物の建設を行おうとす る場合は、あらかじめ市長の許可が必要
札幌市生活環境の確保に 関する条例 【関連】 北海道公害防止条例	環)環境都市推進部環境対策課 (12F南) 211-2882	・ 工場等に特定施設(ばい煙発生施設・粉じん発生施設・ 汚水等排出施設及び騒音・振動発生施設・揚水施設) を設置しようとする場合又は地下掘削工事を行おうと する場合は、届出が必要
札幌市景観条例 (景観法)	政)都市計画部地域計画課 (5F北) 211-2545	・ 景観法及び札幌市景観条例に基づく届出が必要 な場合は、事前協議を早い時期に行うこと。
札幌市廃棄物の減量及び 処理に関する条例・同施行 規則	事業系: 環)環境事業部事業廃棄物課 (13F北) 211-2855 マンション系: 各清掃事務所 ※ 次ページ下記参照	・ 大規模建築物を建設しようとする場合は、あらかじめ 市長に届出が必要 ・ マンション等の場合、住人が使用のごみステーションに ついて、あらかじめ市長と協議が必要 (住戸6戸以上を対象とする)

(2) 要綱・指針に基づくもの

要綱等の名称	届出・協議先	提出時期
札幌市共同住宅等における 駐車施設の設置に関する指 導要綱・同施行細目	都)建築指導部 建築安全推進課 (2F南東) 211-2867	・ 隔地駐車場については、事前に建築安全推進課と協議
札幌市ワンルーム形式集合 住宅に関する建築指導要綱 ・同施行細目		・ 建築確認申請を行う30日前までに、建設予定地 に標識を設置 ・ 標識設置後、1週間以内に建築計画協議書を提出 ・ 建築確認申請を行う10日前までに、説明会等の報 告書を提出
札幌市浄化槽指導要綱	環)環境事業部事業廃棄物課 (13F北) 211-2927	・ 建築確認申請を伴う浄化槽の設置は、申請前に事 業廃棄物課と事前協議し、申請時に「浄化槽確認申 請設計概要書」3部を提出 ・ 建築確認申請を伴わない浄化槽のみ設置の場合は、 浄化槽法第5条により「浄化槽設置届出書」3部を提出
札幌市自動車解体施設等の 設置に関する指導要綱		・ 使用済自動車(廃自動車)の解体業の許可に係る施 設を設置しようとする場合
札幌市事業系廃棄物保管 場所設置等指導要綱	環)環境事業部事業廃棄物課 (13F北) 211-2855	・ 以下に該当するものは、あらかじめ計画書の提出が必要 事業の用途に供する部分が500㎡以上 事業の用途に供し、地階を含む階数が3以上
札幌市 ごみステーションの 設置及び清潔保持等に関 する要綱	各清掃事務所 ※下記参照	・ 建築確認申請を行う前に、建築予定地を所管する清 掃事務所と事前協議をし、「共同住宅 ごみ処理及び ごみステーション設置計画書」を提出 (住戸6戸以上を対象とする)
開発行為等における污水放 流の指導要綱	環)環境都市推進部 環境対策課 (12F南) 211-2882	・ 「污水放流の協議申出書」を事前に提出
札幌市汚染土壌処理施設 設置等指導要綱		・ 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理施設を設置しよう とする場合は、建築確認申請を行う前に事前協議が必要
札幌市ペット動物等火葬施設 設置に関する指導要綱		・ ペットの火葬施設やお焚き上げ施設を設置しようとする 場合は、建築確認申請を行う前に事前協議が必要

【各清掃事務所】

中央清掃事務所	〈中央区 担当〉	581-1153	南)南30条西8丁目7-1
北清掃事務所	〈北区 担当〉	772-5353	北) 屯田町990番地 3
東清掃事務所	〈東区 担当〉	781-6653	東) 丘珠町873番地1
白石清掃事務所	〈白石区・厚別区 担当〉	876-1753	白) 東米里2170番地 1
豊平・南清掃事務所	〈豊平区・清田区・南区 担当〉	583-8613	南) 真駒内602番地 30
西清掃事務所	〈西区・手稲区 担当〉	664-0053	西) 発寒15条14丁目 2-1

要綱等の名称	届出・協議先	提出時期
札幌市有料老人ホーム設置 運営指導指針	保)高齢保健福祉部 介護保険課 (3F北) 211-2972	・ 建築確認申請を行う前に、事前協議書を提出して承認を受ける。
札幌市有料老人ホーム設置 運営手続要領		
給水装置工事設計施工指針 (中高層建築物直結給水技術基準)	水)給水部給水装置課審査窓口 (水道局本庁舎2F) 211-7081 [中)大通東11丁目]	・ 中高層建築物で直結給水を受けようとする場合は、建築確認申請を行う前に水道局給水部給水課審査窓口と協議が必要
確認申請時における排水槽 の臭気対策指導方針	下)事業推進部排水指導課 818-3422 [豊)豊平6条3丁目]	・ 排水槽（汚水槽と雑排水槽に限る。）を設置する場合は建築確認申請を行う前に、建設局下水道施設部排水指導課と協議が必要
札幌市墓地等の経営の許可 等に関する条例	保)ウェルネス推進部 施設管理課 211-3525 [中)北2条西1丁目 ORE札幌ビル]	・ 建築確認申請を行う前に、事前協議書を提出し適合通知を受ける。
札幌市旅館業施設指導要綱	保)保健所生活環境課 622-5165 [中)大通西19丁目 WEST19]	・ 標識設置届の届出の日から20日間以上、計画概要を示す標識を建設予定地に設置
札幌市プール指導要領		・ プールの設置者は、保健所へ届出が必要
札幌市給水設備の構造及び 維持管理等に関する指導要 綱 札幌市簡易専用水道指導要領		・ 飲用井戸及び受水槽の設置者は、給水設備を設置する建築物に係る建築確認を受ける前に協議が必要 ・ 給水設備の使用を開始したときは、30日以内に届出が必要
札幌市特定建築物衛生 指導要綱		・ 特定建築物の所有者は、建築確認申請を行う前に協議が必要（特定建築物とは「建築物の衛生的環境の確保に関する法律」第2条及び同法施行令第1条に該当する建築物をいう。）
札幌市雨水流出抑制に関する 指導要綱	下)事業推進部下水道計画課 818-3441 [豊)豊平6条3丁目]	・ 3,000㎡以上の土地に施設を設置しようとする場合、あらかじめ雨水流出抑制についての協議が必要

※ 上記事前協議先の電話番号について機構改革等により変更があった場合は、ご容赦ください。

6 確認申請に必要な添付図書等

(1) 建築基準法施行規則に定める図書

①第1条の3第1項（建築物の確認申請）

一号	表1	原則として、すべての建築物について必要となる図書及び当該図書に明示すべき事項を列挙 付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、地盤面算定表、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図
	表2	適用される建築基準関係規定について、建築物省エネ法、消防法、都市計画法等の他法令も含めて必要となる図書及び当該図書に明示すべき事項を列挙
	表3	構造計算の種類に応じて必要となる構造計算書及び当該構造計算書に明示すべき事項を列挙
	表4	構造計算等の認定に係る認定書の写し (構造方法等の認定を受けている場合は、認定ごとに、認定書の写しが必要。)
	表5	一定の場合に省略の対象となる計算書等
二号		建築計画概要書
三号		委任状（代理者によって申請を行う場合に添付）
四号		構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書の写し (建築士が構造計算を行った場合であって、構造設計一級建築士が関与する必要がない場合に添付)
<上記図書のうち、札幌市に申請する場合に用いる様式が定められているもの> ○ 委任状（「参考様式」1-57P） 【対象】代理者によって行う申請 ○ 工場・危険物調書（札幌市建築基準法施行細則第6条第1項）（「様式-1」1-58・59P） 【対象】工場の用途に供する建築物の計画 ○ 既存不適格調書（札幌市建築基準法施行細則第6条第2項）（「様式-2」1-60P） 【対象】法第86条の7の増築等又は法第87条第3項第3号の用途変更の計画 ○ 法第53条の2第3項の規定に関する建築物の敷地等に係る報告書（「様式-7」1-67P） 【対象】第一種低層住居専用地域における敷地面積の最低限度が定めた区域内の計画で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する敷地に係るもの (1) 平成18年3月30日以前から建築物の敷地として使用している敷地で敷地面積が165㎡未満の敷地 (2) 平成18年3月30日以前から存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する敷地面積が165㎡未満の敷地 (3) 一定の公共事業の施行等による建築物の敷地面積の減少によりその面積が165㎡未満となった敷地 ○ 建築基準関係規定チェックリスト（「様式-8」1-68P） ※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第14条に該当する場合は、「様式-8 別紙」も添付（1-69～72P）		

○ 北海道版 壁量等の基準（令和7年施行）に対応した設計支援ツール

【対象】木造軸組工法で、仕様規定で構造安全性の確認を行う場合

北海道のホームページ（以下リンク）にて公開しております。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/ki jun/207422.html>

②第1条の3第4項（建築物の計画に建築設備が含まれる場合の確認申請）

表1	建築設備の種類に応じて、各建築基準関係規定に適合することの確認に必要な図書
表2	構造方法等の認定に係る認定書の写し

③第3条第1項（工作物の確認申請）

表1	平面図、構造詳細図、構造計算書等の基本的な図書
表2	工作物の種類に応じて、各建築基準関係規定に適合することの確認に必要な図書
表3	構造方法等の認定に係る認定書の写し

※ 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1、表2、同条第4項の表1の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示して添付する場合は、各項に掲げる図書に明示する必要はなく、また、明示すべき事項のすべてを他の図書に明示して添付をすれば、当該各項に掲げる図書の添付が不要となる。（規則第1条の3第6項）

※ 「構造方法等の認定に係る認定書の写し」は、建築主事等において既に認定書等を持っている場合や、認定の内容を収録した図書（出版物、ホームページに掲載されたものを含む。）によりその内容を確認できる場合には、申請者からの個別の認定書の写しの提出は不要となる。したがって、大臣認定データベースに登録され、閲覧可能なものについては提出不要である。

※ 建築物省エネ法第10条第1項の規定の対象となる建築物において、確認済証の交付を受けるにあたっては、原則として建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下、省エネ適判という）を受けて、建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書、建築物エネルギー性能確保計画書の副本（又はこれらの写し）を建築主事等に提出する必要がある。

ただし、建築物省エネ法第11条第1項ただし書きにより省エネ適判を省略する場合、又は、建築物省エネ法第30条第8項又は都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第8項により適合判定通知書の交付を受けたものとみなす場合においては、省エネ基準適合の判定方法により以下の表に掲げるいずれかの図書を建築主事等に提出する必要がある。

判定方法	提出図書
仕様基準又は誘導仕様基準	仕様基準又は誘導仕様基準等への適合が確認できる設計図書等
設計住宅性能評価	設計住宅性能評価書(又はその写し)、宣言書(確認申請時に提出できない場合)
長期優良住宅建築等計画等の認定	長期優良住宅認定通知書(又はその写し)、宣言書(確認申請時に提出できない場合)
長期使用構造等である旨の確認	長期使用構造等である旨の確認書(又はその写し)、宣言書(確認申請時に提出できない場合)
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書(又はその写し)
低炭素建築物新築等計画の認定	低炭素建築物新築等計画認定通知書(又はその写し)

宣言書とは、次の事項を明記した書面のことである。様式は任意。

- ・書面作成日
- ・書面提出先(確認申請書を提出した建築主事等)
- ・書面作成者(建築主又は設計者の氏名及び住所)
- ・評価書等又はその写しを確認審査の末日の3日前までに提出する旨、及び提出できない又は困難と見込まれる場合は省エネ適判を受ける旨の宣言

(2) 建築基準法施行規則第 1 条の 3 及び第 3 条に定める以外の図書

必要な添付図書	対象建築物・内容・その他		確認申請書	
			正本	副本
①地区計画等の区域内における行為の届出書 (届出先(1-12P)による届出確認印が押印されたもの)	地区計画(緩和型含む)に定める地区整備計画区域又は再開発等促進区内の建築物		—	原本 1
②土地区画整理法に基づく許可申請書 (「様式-3」 1-61P)	区画整理事業区域内の建築物(土地区画整理法第 76 条の行為許可の申請)	市施行の場合	原本 1	写 1
		組合等施行の場合	原本 1	写 2

必要な添付図書	対象建築物・内容・その他	確認申請書	
		正本	副本
③急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可書	急傾斜地崩壊危険区域内の建築物	写 1	写 1
④地番図	正確な地名・地番が記載された図面（地番図は市税事務所・市政刊行物コーナー（市本庁舎 2 階）又は所轄法務局で閲覧可）	写 1	写 1
⑤地積測量図又は求積図	申請敷地の面積が明確な図書	写 1	写 1
⑥各区役所市民部の副申書	地区住民の集会施設である町内会館	写 1	原本 1
⑦既存建築物の確認済証・検査済証	増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更の場合	写 1	写 1
⑧既存不適格調書（現況の調査書）（「様式-2」 1-60P）	増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更の際、既存不適格部分がない場合についても、現況の調査書として添付を求めるもの	原本 1	写 1

※ 上記のほか、1-19P～1-26P に掲載している事前協議や許可等について、必要に応じて添付図書を求めることがあります。

※ 高さ 10m を超える建築物を計画する場合は、建築物によるテレビ受信障害調査を行ってください。

(3) その他

道路関係資料（道路台帳等）の添付

建築確認業務の円滑化を図るため、建築基準法の道路について調査した資料（道路台帳、公共施設台帳等）の添付をお願いしています。

(4) 図書の作成方法及び注意事項

	作成方法・注意事項	関係法令
a	申請に必要な書類・図書のみを添付し、審査に不必要な図面等は添付しないこと（1-27P～1-29P 参照）	規則第1条の3第1項 表1、表2、表3、表4、表5
b	面積等の記載方法は次のとおりとする。 ・敷地面積は、小数点以下第3位切り捨て ・床面積及び建築面積は、小数点以下第3位四捨五入 ・容積率及び建蔽率は、小数点以下第3位四捨五入	
c	申請書の正本と副本の記載事項が相互に整合しているか。	規則第1条の3第1項第1号、平19国交告第835号
d	建築計画が、建築士法に定められた資格に応じた設計者及び工事監理者になっているか。	法第6条第3項 平19国交告第835号
e	設計図書には、設計者の記名があるか。	規則第1条の3第1項第1号、平19国交告第835号
f	建築士法第20条の2又は第20条の3により構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の関与が義務付けられる建築物については、構造設計図書又は設備設計図書のそれぞれに、次の事項を記載すること (1)構造/設備設計一級建築士が自ら設計した場合 記名及び構造/設備設計一級建築士である旨の表示 (2)構造/設備設計一級建築士が法適合を確認した場合 構造/設備関係規定への適合を確認した旨、記名及び構造/設備設計一級建築士である旨の表示	
g	構造計算書に、「構造上の特徴」、「構造計算方針」、「適用する構造計算」、「使用プログラムの概要」が記載されているか。	規則第1条の3第1項表3 内の留意事項「その他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること」による
h	図書の作成にあたっては、鉛筆及び修正液の使用は認めない。（完了検査でトラブルが起きないように十分注意すること。）	

(5) 確認の特例にあたっての添付図書

法第6条第1項第3号に掲げる建築物で建築士の設計に係るものについては、規則第1条の3第5項第2号に規定する図書等を省略することができる。

区 分	特例の場合の添付図書	規則第1条の3第1項表1(い)項に掲げる図書のうち、特例により明示を要しない事項
建築士の設計による法第6条第1項第3号に掲げる建築物のうち、防火・準防火地域以外の区域内の一戸建て住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であるもの又は50㎡を超えるものを除く。）	・付近見取図 ・配置図 ・各階平面図 ・立面図※（2面以上） ・使用建築材料表	・各階平面図のうち、筋かいの位置及び種類・通し柱及び防火設備の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
建築士の設計による法第6条第1項第3号に掲げる建築物のうち、上記の一戸建て住宅以外の建築物	・付近見取図 ・配置図 ・各階平面図 ・立面図※（2面以上） ・室内仕上表 ・使用建築材料表	・各階平面図のうち、筋かいの位置及び種類・通し柱の位置

※ 立面図については、規則で添付の要件となっていないが、審査の参考図として斜線（道路斜線・北側斜線高度地区の制限等に適合を確認。）を明示したものを添付する。

また、確認の特例を受けた申請については、完了検査申請時には「様式-6」（1-66P）により、必要な写真を添付して提出すること。

(6) 確認申請書（添付図書を含む）の補正等

建築主事等が確認審査で申請者等に対して指摘を行う場合は、申請図書等に軽微な不備がある又は申請図書等の記載事項に不明確な点があるとして、「申請書の記載によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるとき」に法定通知を行う。確認審査において建築主事等が補正又は追加説明書の提出を書面で求めることとされ、具体的には、申請図書等の不備の内容又は申請図書等の記載事項に不明確な内容を明らかにした書面を申請者等に交付（以下「補正等の書面の交付」という。）を行う。

また、3号建築物については、建築主事等は確認申請を受理した日から7日以内に審査を行われなければならないこととされており、補正又は追加説明書を求める内容が軽微で、迅速な対応が可能であると考えられるときは、補正等の書面の交付によることとなるが、それ以外の場合はこれらの手続きによらず、法定通知を行う。

建築主事等が行う補正等の手続きの概要

書面等の種類	書面等の交付を行う場合	運用方法	根拠規定
補正等の書面の交付	・申請図書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合 ・申請図書等の記載事項に不明確な点がある場合	・建築主事等が、相当の期限を定めて、申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求める。 ・この場合、補正等の書面の交付以降の期間も確認審査期間（法第6条第4項）に含まれる。 ・建築主事等は、まとめて補正等の書面を交付するが、意匠分野・構造分野・設備分野別に補正等の書面を交付することもできる。	平19国交告835号第1第5項第3号及び第4号
法定通知	・申請図書等の記載によっては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由(※)があるとき	・原則、本通知により審査終了となるが、建築主事等は、期限を定めて申請図書等の補正又は追加説明書の提出を求めることができる。この場合、法定通知以降の期間は確認審査期間（法第6条第4項）には含まれない。	法第6条第7項等

※ 法定通知を行う場合の「正当な理由」には次のものが該当する。

- (ア) 建築主事等が法第6条第4項の期間（例えば、構造計算適合性判定の対象であり適合判定通知書の提出がされない場合は最大70日）内に建築基準関係規定への適合を確認するために必要な図書等が揃わない場合
- (イ) 建築主事等が行った補正等の書面の内容について、定められた相当の期限までに申請者等が補正若しくは追加説明書の提出を行わない場合又は補正若しくは追加説明書の提出を行っても、その内容が不十分な場合

(7) 補正の時期と方法

	内 容	関 係 法 令
a	確認審査を行っている期間中において申請者等が申請等に係る建築物等の計画を変更しようとするときは、当該確認審査に係る申請書等の差替え又は訂正は認めない。 （この場合、建築主事等が「申請者等の補正又は追加説明書の提出を求める書面」又は建築基準関係規定に「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」（法定通知）を行ってから、訂正又は追加説明書の提出を行うこと。）	平19国交告第835号第1条第5項第4号
b	鉛筆及び修正液の使用は認めない。（完了検査でトラブルが起きないように十分注意すること。）	

(8) 建築計画概要書作成に当たっての留意事項

本留意事項は、札幌市内に建築する建築物の一般的な計画に関して、建築基準法施行規則別記第二号様式の（注意）等をふまえ、特に明示をお願いしたい事項について記載したものです。なお、計画内容や建築基準法の取扱いなどによってはこれによらない場合がありますので、ご注意ください。

【第一面～第三面共通事項】

- ・ 白黒印刷とし、カラー印刷はしないでください。
- ・ 概要書は片面印刷としてください。

【第三面 付近見取図】

- ・ 申請敷地の位置・形状が特定できる程度の縮尺とし、鮮明なものとしてください。
- ・ 申請敷地の位置・形状が正確に示されたものとしてください。
- ・ 以下の事項を明示してください。
 - 方位
 - 道路及び目標となる地物

【第三面 配置図】

- ・ 明示事項が読み取れる程度の縮尺とし、鮮明なものとしてください。
- ・ 文字・数字などは大きく（目安：最低 6pt/1.2mm 程度以上）明示してください。
- ・ 建築物内部の間取り等は個人情報・防犯等の観点から明示せず、屋根伏図としてください。
- ・ 用紙におさまらない場合は別紙として添付してください。その際、付近見取図が明示された用紙には「配置図（別紙による）」、別紙には「建築計画概要書（第三面）配置図別紙」と明示してください。また、別紙をA4判より大きくする場合、文字・数字などはA4判に縮小した際に判読できる大きさとしてください。
- ・ 以下の事項は記載しないでください。
 - 敷地の周囲との高低差に係るもの以外の隣地情報
- ・ 以下の事項を明示してください。
 - 方位（北側斜線制限等の検討が必要な場合は真北方向の角度も含む）、縮尺
 - 主要な出入口（車庫の出入口も含む）
 - 敷地境界線（道路境界線、隣地境界線）の種別とその長さ
 - 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
 - 敷地内における建築物（10 m²以下のものも含む）の位置（道路・隣地・隅切からの離れ寸法）
 - 申請に係る建築物と他の建築物との別
 - 路地状敷地の場合は路地状部分の最小幅員
 - 敷地内及び敷地と周囲（道路・隣地）との高低差（道路中心高さを含む）※1

- 敷地と周囲（道路・隣地）に高低差がある場合の処理方法（法面処理、土留め等）※2
- 塀、土留め、擁壁などの構造、高さ及び新設・既設の別
- 避難規定（条例を含む）による敷地内通路の幅員
- 用途地域が二以上にわたる場合や都市計画道路の計画線がかかる場合は該当する線引
- 斜線制限の検討が必要な部位の高さ・境界線からの離れ（明らかに適合している場合を除く）※3
- 条例による氷雪落下防止措置 ※4
- 外壁の後退距離（緩和を適用する場合は後退距離に加え、外壁長さ、軒高、床面積等、緩和要件を満たす具体的な数値）
- 敷地内の雨水の処理方法
- EXP.J、棟番号

※1 主に敷地の角の内外及び建築物の角部分の現況地盤高と計画地盤高を明示してください。

※2 法面処理の場合は、新設・既設の別および法面の保護処理方法を明示してください。

※3 建築物に係る高さ規定に応じ、下屋ライン、屋根の軒の出、屋根勾配、太陽光パネル設置位置などを明示してください。

※4 「雪止め金具設置」、「落雪防止機能を備えた屋根材工法」など氷雪落下防止措置を講じている旨を明示してください。

7 計画を変更しようとする場合の手続

(1) 計画変更の確認申請

ア 「軽微な変更」以外の計画の変更は確認申請が必要（法第6条第1項）

イ 計画変更の確認申請に添付する図書は次のとおり

- ① 申請書及び添付図書の変更に係る部分（施行規則第1条の3第8項）
- ② **建築計画概要書**（施行規則第1条の3第1項）
- ③ 土地区画整理事業区域内で計画変更等を行う場合は、配置の変更が1m以下の場合を除き、行為許可申請書の再提出が必要
- ④ 地区計画区域内等で計画変更を行う場合、許可・届出の再提出が必要となる場合がある。（都市計画法第58条の2、同法施行令第38条の4、札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第4条、第5条）

※ 上記のほか、許可や届出等について必要な手続を行うこと

(2) 「軽微な変更」に該当する場合（施行規則第3条の2）（下表1～4）

ア 計画の変更が「軽微な変更」に該当するかどうかについて、申請者等が判断したのち、計画の変更に基づく工事の着手前に申請する審査機関と協議すること

特に「建築基準関係規定に適合することが明らかであるもの」であっても、法令上不利側に変更するものについては、必ず審査機関と協議すること

イ **変更した図書及び建築計画概要書の変更部分**を完了検査申請書に添付すること

ウ 軽微な変更に該当するものであっても、消防設備規制が変更になる場合があるので、消）予防部査察規制課と協議のこと

計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更（規則第3条の2）

表1 建築物

号	変更箇所	軽 微 な 変 更	例 示
1	道路幅員	敷地の形状が変わらず、敷地に接する道路の幅員が変更となる場合（ただし、都市計画区域及び準都市計画区域内においては、道路の幅員が大きくなる場合に限る。） ※ 都市計画区域及び準都市計画区域外においては、変更後の幅員にかかわらず、すべて軽微な変更	

号	変更箇所	軽微な変更	例示
1	接道長さ	敷地の形状が変わらず、敷地が道路に接する長さのみが変更となる場合（ただし、都市計画区域及び準都市計画区域内においては変更後の接道長さが2m以上である場合に限る。） ※ 都市計画区域及び準都市計画区域外においては変更後の接道長さにかかわらず、すべて軽微な変更 ※ 条例も同じ。（市条例第4条）	○都市計画区域及び準都市計画区域内において、敷地に接する道路の長さが2m未満となる場合以外 ※条例も同じ。（市条例第4条、延べ面積1000㎡を超える建築物の敷地で、敷地に接する道路長さが6m未満となる場合以外）
2	敷地	変更前の敷地全体を含んで敷地面積が増加する場合	変更前の敷地の一部が除かれる場合は計画変更を要する。
3	高さ	建築物の高さが減少する場合。なお、最高の高さや軒の高さに限らない。	
4	階数	建築物の階数が減少する場合	
5	建築面積	建築面積が減少する場合（ただし、都市計画区域及び準都市計画区域内においては、外壁の全部又は一部が従前の位置よりも突出する場合を除く。） ※ 都市計画区域及び準都市計画区域外においては、外壁が従前の位置よりも突出する場合であっても、最終的に建築面積が減少する場合	下記の場合は計画変更を要する。 ○部分的であっても建築面積が増加する場合 ○建築面積が減少する変更であっても、外壁の全部又は一部が従前の位置よりも突出する場合（ただし、都市計画区域及び準都市計画区域内に限る。） ○建築面積の最低限度が定められた区域の建築物に係る変更
6	床面積	床面積の合計が減少する場合	下記の場合は計画変更を要する。 ○部分的であっても床面積が増加する場合 ○室等の床面積の増加により必要有効採光・換気・排煙面積（令第111条第1項第2号及び第116条の2第1項第2号の場合を含む。）が増加する場合
7	用途	令第137条の18で指定する類似の用途相互間において用途を変更する場合	
8	構造耐力上主要な部分の位置の変更	構造耐力上主要な部分であって、基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小はりその他これらに類するものに限る。）の位置の変更。（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。）	◎基礎杭の位置の変更（基礎ばりの補強のための配筋や断面形状の変更を含む。）については、基礎杭及び当該基礎杭に接する基礎ばり以外に応力度の変更がなく、基礎ばりの補強方法を含めて、基礎杭及び基礎ばりの安全性が許容応力度計算により確認できる場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合 ◎支持層や地盤の状況による杭長の変更

号	変更箇所	軽 微 な 変 更	例 示
8			◎ひさし(屋根版)の大きさの変更については、屋根版及び当該屋根版に接するはりや柱等の部材以外に応力度の変更がなく、また、それらの部材の安全性が許容応力度計算により確認できる場合、かつ、建蔽率、斜線制限等の建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合 ◎小ばりの位置の変更については、小ばり及び当該小ばりに接する大ばり等以外に応力度の変更がなく、また、それらの部材の安全性が許容応力度計算により確認できる場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合 ◎小ばりの一部の追加又は取止め ◎床版天端の位置の変更については、床版及び当該床版に接する大ばり等以外に応力度の変更がなく、それらの部材の安全性が許容応力度計算により確認できる場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合 ◎構造耐力上主要な部分に該当する階段の段数の変更については、床版及び当該床版に接する大ばり以外に応力度の変更がなく、それらの部材の安全性が許容応力度計算により確認できる場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明かである場合 ◎構造耐力上主要な部分のうち、基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材(小ばりその他これらに類するものに限る。)において位置の変更 ◎変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外の応力度の変更がない場合 ◎筋かい(壁量)の変更で、壁量が減少しない場合
9	構造耐力上主要な部分の材料・構造	構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更(変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、第13号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあ	◎基礎ばりの補強のための配筋や断面形状のみの変更 ◎基礎杭の構造の変更(杭径の変更や材種、工法の変更を含む。)については、基礎杭の強度又は耐力が減少しない

号	変更箇所	軽 微 な 変 更	例 示
9		つては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)	場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らか(※)である場合 ※構造設計について部分的な検討の結果、杭の支持力や水平抵抗力が同程度確保されていること、杭頭応力を基礎杭のみで処理できること、引き抜き抵抗力が十分にあること等 ◎直接基礎の地盤改良の工法の変更に ついては、直接基礎の地盤の強度又は耐力が減少しない場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合 ◎鉄骨の種別や断面性能の変更に ついては、部材の強度又は耐力が減少しない場合、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合 構造耐力上主要な部材で鉄骨造から鉄筋コンクリート造となる場合 については、変更前と変更後で建築材料が異なることとなるため、第9号には該当しないため、計画変更となる。 ◎鉄骨の継手又は仕口の変更に ついては、部材の強度又は耐力が減少しない場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合 ◎鉄筋コンクリート造の柱・はり等の配筋や断面形状の変更に ついては、部材の強度又は耐力が減少しない場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合 ◎鉄筋の仕様の変更に ついては、部材の強度又は耐力が減少しない場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合 ◎鉄筋の継手や定着方法の変更に ついては、部材の強度又は耐力が減少しない場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合 ◎コンクリート材料の変更(※)に ついては、部材の強度又は耐力が減少しな

号	変更箇所	軽 微 な 変 更	例 示
9			い場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合 ※小ばりや床版等の現場打ちコンクリートからハーフプレキャストコンクリートへの変更、型枠デッキから鉄筋トラス付デッキへの変更も含む。 ◎構造耐力上主要な部分に該当する階段の構造の変更については、部材の強度又は耐力が減少しない場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合 建物内階段で鉄筋コンクリート造が鉄骨造となるような場合については、変更前と変更後で建築材料が異なることとなるため、第9号には該当しないため、計画変更となる。 ○構造耐力上主要な部分である部材の材料及び構造の変更で、強度又は耐力が増加する変更
10	特定木造建築物の構造耐力上主要な部分の材料・構造	・特定木造建築物の構造耐力上主要な部分である部材の材料若しくは構造の変更 (変更後の建築材料(令第46条第3項の床組又は小屋ばり組に用いるもの及び同条第4項の壁又は筋かいに用いるものを除く。以下この号において同じ。)が変更前の建築材料と異なる変更及び前号に掲げる変更を除き、第13号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。)又は位置の変更(第8号に掲げる変更を除く。)	壁量基準の範囲で壁量が減少、壁倍率が小さくなる場合でも、仕様規定のみで法適合を確認できる場合、以下の変更は軽微な変更に該当する。 ◇耐力壁の位置・量の変更 ◇耐力壁の材料の変更 ◇接合金物の材料の変更 ◇柱、はりの断面寸法、位置の変更 建築物全体での構造計算を伴う変更を行う場合は、計画変更を要する。
11	構造耐力上主要な部分以外	・主要構造部でない間仕切壁の位置を変更する場合 ・防火上主要でない間仕切壁の位置を変更する場合 ・構造耐力上主要な部分以外の部分であつて、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取り付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更(第13号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあつては、同表の右欄に掲げる材料又は構	◎間仕切壁の位置の変更については、主要構造部及び防火上主要なもの以外である場合であつて、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合 ◎間仕切壁の一部の追加又は取止め ◎防煙垂壁の位置の変更については、主要構造部及び防火上主要なもの以外である場合であつて、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合 ◎防煙垂壁の一部の追加又は取止め ◎構造耐力上主要な部分以外の階段は、

号	変更箇所	軽 微 な 変 更		例 示
11		造とする変更に限る。) 又は位置の変更		段数の変更、構造の変更が建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合（この場合、建物内階段で鉄筋コンクリート造が鉄骨造となるような場合を含む。） ◎構造耐力上主要な部分に該当しないひさしの位置の変更に伴う大きさの変更は、建ぺい率、斜線制限等の建築基準関係規定に適合することが明らかなもの ○第 13 号の表において、左欄から右欄への変更
12	構造耐力上主要な部分以外	構造耐力上主要な部分以外の部分である天井の材料若しくは構造の変更又は位置の変更		
13	材料構造	建築物の材料又は構造において、次の表の左欄に掲げる材料又は構造を同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更（第 9 号及び前号に係る部分の変更を除く。）		
		不燃材料	不燃材料	
		準不燃材料	不燃材料又は準不燃材料	
		難燃材料	不燃材料、準不燃材料又は難燃材料	
		耐火構造	耐火構造	
		準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造 （変更後の構造における加熱開始後構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない時間、加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない時間及び屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じない時間 が、それぞれ変更前の構造における加熱開始後構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない時間、加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上	

号	変更箇所	軽 微 な 変 更		例 示
13			に上昇しない時間及び屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じない時間以上である場合に限る。)	
		防火構造	耐火構造、準耐火構造又は防火構造	
		令第 109 条の 3 第 1 号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第 109 条の 3 第 1 号の技術的基準に適合する構造	
		令第 109 条の 3 第 2 号ハの技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第 109 条の 3 第 2 号ハの技術的基準に適合する構造	
		令第 115 条の 2 第 1 項第 4 号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は令第 115 条の 2 第 1 項第 4 号の技術的基準に適合する構造	
		令第 109 条の 9 の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は令第 109 条の 9 の技術的基準に適合する構造	
		令第 136 条の 2 の 2 の技術的基準に適合する構造	令第 136 条の 2 の 2 の技術的基準に適合する構造	
		令第 109 条の 8 の技術的基準に適合する構造	令第 136 条の 2 の 2 の技術的基準に適合する構造又は令第 109 条の 8 の技術的基準に適合する構造	
		特定防火設備	特定防火設備	
		令第 114 条第 5 項において準用する令第 112 条第 21 項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備又は令第 114 条第 5 項において準用する令第 112 条第 21 項の技術的基準に適合する防火設備	
		令第 109 条の 2 の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第 114 条第 5 項において準用する令第 112 条第 21 項の技術的基準に適合する防火設備又は令第	

号	変更箇所	軽 微 な 変 更		例 示
13			109条の2の技術的基準に適合する防火設備する防火設備	
		令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備又は令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備	
		令第136条の2第3号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第4号の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第114条第5項において準用する令第112条第21項の技術的基準に適合する防火設備、令第109条の2の技術的基準に適合する防火設備、令第110条の3の技術的基準に適合する防火設備、令第136条の2第3号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第137条の10第4号の技術的基準に適合する防火設備	
		第二種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	
		第三種ホルムアルデヒド発散建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第二種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	
		第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	

号	変更箇所	軽微な変更	例示
14	井戸の位置	井戸の位置を変更し、くみ取り便所との距離が長くなる場合	
15 イ (1)	開口部 (歩行距離)	・令第120条により直通階段までの歩行距離が制限される建築物において、開口部の位置及び大きさを変更しても、変更前よりその歩行距離が長くない場合 ・令第125条により階段から屋外への出入口までの歩行距離が制限される建築物において、開口部の位置及び大きさを変更しても、変更前に比べその歩行距離が長くない場合	
15 イ (2)	開口部 (避難階段等)		避難階段、特別避難階段の開口部に係る変更は、計画変更となる。
15 ロ	非常用の進入口	非常用の進入口の設置間隔、幅、高さ及び下端の床面からの高さ、進入口に設けるバルコニーの奥行き、長さを値の範囲内で変更する場合	○非常用の進入口の設置間隔、幅、高さを値の範囲内で変更する場合
16	建築設備の材料等	建築設備の材料、位置、能力の変更	◎ルート変更等に伴いダクトの長さ等に変更が生じる場合は、換気システム全体としての性能を低下させない場合(※)であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合 ※換気ファンの能力等を調整し、結果的に換気システム全体の性能を低下させない変更を含む。 ◎排煙設備や非常用照明装置等の材料、位置、能力の変更については、性能が低下する変更以外の場合であって、かつ、建築基準関係規定に適合することが明らかなものである場合 性能の低下や能力が減少する変更の他、下記の場合は計画変更を要する。 ○給水方式を直圧から受水槽へ変更する場合 ○新たに機械換気の設置を要する場合 ○燃焼機器をIHヒーターからガス等へ変更する場合 ○シックハウスに係る換気能力の減少となる換気設備の変更 ○シックハウスに係る天井裏等の措置方法の変更 ○シックハウスに係る内装材料、天井裏

号	変更箇所	軽 微 な 変 更	例 示
16			等の措置の適用が変更となる換気経路の変更 ○新たに煙感連動防火戸・防火シャッターを設置する場合 ○新たに機械排煙の設置を要する場合 ○新たに非常用照明の設置を要する場合 ○非常用照明器具の種類が変更になる場合（電池内蔵型⇔電池別置型） ○非常用照明装置の設置位置や個数等の変更により性能や照度が低下する

表2 設備（法第87条の4の設備）

号		軽 微 な 変 更	例 示
1	昇降機等の構造	昇降機の構造で、耐火構造を他の耐火構造とする変更	
	昇降機等の材料	昇降機の材料で、不燃材料を他の不燃材料とする変更	
2	昇降機等の材料、位置又は能力の変更	建築設備の材料、位置、又は能力の変更	性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更の他、下記の場合は計画変更を要する。 ○昇降機の機種及び用途を変更する場合 ○昇降機の停止階を変更する場合 ○昇降機の強度計算書を変更する場合

表3 工作物（法第88条第1項の工作物）

号		軽 微 な 変 更	例 示
1	工作物の位置	配置図における工作物の位置	
2	構造耐力上主要な部分の位置	構造耐力上主要な部分である基礎杭、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。）	

号	軽 微 な 変 更		例 示
3	構造耐力上主要な部分の材料又は構造	構造耐力上主要な部分である材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、表1「建築物」第13号の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）	○変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更 ○強度又は耐力が減少しない変更
4	構造耐力上主要な部分以外	構造耐力上主要な部分以外の部分であって、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する工作物の部分、広告塔、装飾塔その他工作物の屋外に取り付けるものの材料若しくは構造の変更（表1「建築物」第13号の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合は、右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更。	
5	観光用エレベーター等	乗用エレベーター又はエスカレーターで観光用のためのものの構造耐力上主要な部分以外の部分（前号に係る部分を除く。）の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）	
ー	その他		下記の場合は計画変更を要する。 ○遊戯施設の安全装置を変更する場合（追加・削除を含む。） ○遊戯施設の使用材及び強度計算書を変更する場合

表4 工作物（法第88条第2項の工作物）

号	軽 微 な 変 更		例 示
1	築造面積	築造面積が減少する変更	
2	高さ	高さが減少する変更	

(例示凡例)

◎ : 運用改善による例示

○ : 平成22年度全道建築行政連絡会議による例示

◇ : 改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組工法）等の確認申請・審査マニュアルによる例示

8 計画変更確認申請の手数料に係る対象面積の算定方法

札幌市建築基準法施行条例に基づく手数料算定の対象面積は、下表1～4のとおり。

なお、指定確認検査機関へ申請する場合は、各機関に直接確認すること。

表1 基本事項

変 更 の 内 容			条例の規定による手数料に係る対象面積の算定方法
		摘 要	
a	床面積が増加する部分について	変更部分の床面積（＝申請面積 A）	申請面積 A×100%
b	a 以外の変更部分について	変更部分の床面積（＝申請面積 B）の 1/2 の面積	申請面積 B×50%
c	a 及び b の両方を含む場合について	a 及び b により算定した床面積の合計面積。 なお、2 以上の変更内容を含む部分については、床面積を重複して計算しない。	申請面積 A×100% ＋ 申請面積 B×50%
d	建築場所が変更	計画変更該当しないため、取りやめ再申請。	申請面積
e	設計者が変更	計画変更該当しないため、取りやめ再申請。	申請面積
f	床面積の増減を同時に行う	床面積の増加と減少の相殺はしない。	変更部分＝増加部分の床面積

表2 建 築

変 更 の 内 容		条例の規定による手数料に係る対象面積の算定方法
a	配置の変更（当初の申請敷地内に限る。）	床面積 0 m ² で算定
b	建物が敷地内で回転する場合（当初の申請敷地内に限る。）	延べ床面積の 1/2 で算定
c	敷地に接する道路の幅員が小さくなる場合（都市計画区域内）	床面積 0 m ² で算定
d	敷地に接する道路の長さが 2m 未満となる場合（都市計画区域内） ※ 変更確認申請前に建築許可が必要	床面積 0 m ² で算定

変 更 の 内 容		条例の規定による手数料に係る対象面積の算定方法
e	盛土範囲等の変更（敷地形状の変更） a. 上記による高さの変更 b. 上記による階の変更 地階⇒1階／1階⇒地階	床面積 0 m ² で算定 a. 床面積 0 m ² で算定 b. 変更部分の床面積の 1/2
f	高さの増加（最高高さ・軒の高さに限らない。）	床面積 0 m ² で算定
g	分筆による地積の減少	床面積 0 m ² で算定
h	部分的であっても建築面積が増加する場合（床面積の増加なし。）	床面積 0 m ² で算定
i	建築面積が減少する変更であっても外壁の全部又は一部が従前の位置よりも突出する場合	床面積 0 m ² で算定
j	床面積が部分的に増加する場合	増加部分の床面積
k	用途の変更	変更部分の床面積の 1/2
l	間仕切り壁の変更 （主要構造部であるもの及び防火上主要なもの）	変更部分の床面積の 1/2
m	木造の耐力壁の変更 例）種類 105×45（筋かい）⇒構造用合板	変更部分の床面積の 1/2 （一部分の場合は床面積 0 m ² で算定）
n	屋根の形状の変更 例）落雪屋根⇒無落雪屋根	床面積 0 m ² で算定
o	開口部の位置及び大きさの変更 例）有効採光・有効換気・有効排煙が減少	床面積 0 m ² で算定
p	延焼の恐れがある外壁の開口部に防火設備が要求される建築物で、延焼線内に新たに開口部が発生する場合	床面積 0 m ² で算定
q	開口部を変更することにより、令第 120 条による歩行距離が長くなる場合	床面積 0 m ² で算定
r	開口部を変更することにより、令第 125 条による歩行距離が長くなる場合	床面積 0 m ² で算定
s	避難階段、特別避難階段の開口部に係る変更	床面積 0 m ² で算定
t	天井高さの変更により、排煙口の面積が減少する場合	変更部分の床面積の 1/2
u	構造の変更 例） 木造⇒鉄骨造 木造(軸組) ⇒枠組	変更部分の床面積の 1/2

変 更 の 内 容		条例の規定による手数料に係る対象面積の算定方法
v	階数の変更 a.減少（構造計算等に影響する場合） b.増加	影響する面積の 1/2
w	附属建物（車庫・物置棟）の構造の変更	変更部分の床面積の 1/2
x	既存建築物の追加	床面積 0 m ² で算定
y	シックハウス対策規定に係る変更 （換気量が減少、材料変更、材料の等級が同等未満の材料に変更する場合）	床面積 0 m ² で算定

表 3 構 造

変 更 の 内 容		条例の規定による手数料に係る対象面積の算定方法
a	杭の変更 （基礎のみの変更で上部躯体に影響を与えない場合）	1 階の床面積の 1/2
b	構造 2 次部材の変更で他に影響を与えない場合	影響する部分の床面積の 1/2
c	材料強度の変更 a.構造耐力上全体に影響を与えない場合 b.影響を与える場合	a. 床面積 0 m ² で算定 b. その部分の床面積の 1/2
d	構造計算の変更	その部分の床面積の 1/2 （全体架構計算を行った場合は計算を行った建築物の床面積の 1/2）
e	構造の一部を変更するが、検討書の提出で済む場合	床面積 0 m ² で算定

表 4 設 備

変 更 の 内 容		条例の規定による手数料に係る対象面積の算定方法
a	非常用照明の変更	影響する部分の床面積の 1/2
b	排煙 例) 自然排煙⇒機械排煙 機械排煙⇒自然排煙	床面積 0 m ² で算定
c	換気 例) 自然換気⇒機械換気 機械換気⇒自然換気	床面積 0 m ² で算定
d	エレベーターの設置	床面積 0 m ² で算定

9 建築確認申請の記載事項変更等の提出書類

(1) 記載事項変更届（細則第8条）

工事完了前に申請書の記載事項（建築主、代理者、工事監理者及び工事施工者等）に変更があった場合は、次の書類の提出を要する。

なお、指定確認検査機関に申請したものに関する記載事項の変更手続については、各機関に直接確認すること。

<提出書類>

- ・細則様式5 記載事項変更届（正副2部）
- ・建築計画概要書（変更部分のみで可）
- ・確認済証
- ・「建築主」の記載に変更がある場合は表1の書類（正副2部）
- ・「建築場所」の記載に変更がある場合は表2の書類（正副2部）

表1 「建築主」の記載に変更がある場合の必要書類

変更内容	提出書類
建築主を別人に変更	①新たな建築主と代理者間の委任状 ②旧建築主が記名押印をした同意書等（※）
建築主を追加	③同意書等の押印に使用した印鑑の印鑑証明書（コピー不可） （同意書等の記名を自署で行う場合は、押印・印鑑証明の省略可）
建築主の氏名変更	①次に掲げる書類から1点 ・住民票 ・戸籍謄（抄）本 ・法人登記簿謄本 ・上記に準ずる公的書類
建築主の住所変更	①次に掲げる書類から1点 ・住民票 ・法人登記簿謄本 ・町名変更証明書 ・住居表示変更証明書 ・上記に準ずる公的書類
建築主の氏名・住所の誤記訂正	①「建築主の氏名変更」又は「建築主の住所変更」の提出書類 ②正しい記載内容で取り交わされた委任状

（※）同意書等とは、新旧建築主の間で合意形成がなされたことを証する書面とする。

また、旧建築主の死亡に伴う変更の場合は、同意書に替えて住民票（除票）、戸籍謄（抄）本、死亡診断書またはこれらに準ずる公的書類から1点を提出することとする。

表2 「建築場所」の記載に変更がある場合の必要書類

変更内容	提出書類
土地の分合筆による地名地番の変更	①土地登記簿謄本又は地積測量図
地名地番の誤記訂正	①土地登記簿謄本又は地積測量図 ②正しい記載内容で取り交わされた委任状

(2) 取下届（細則第23条）

確認済証の交付前に申請を取り下げる場合、次の書類の提出を要する。

なお、指定確認検査機関に申請したものに関する手続については、各機関に直接確認すること。

＜提出書類＞

- ・細則様式14 取下届（正副2部）

(3) 取りやめ届（細則第23条）

確認済証の交付後に申請に係る計画を取りやめた場合、次の書類の提出を要する。

なお、指定確認検査機関に申請したものに関する手続については、各機関に直接確認すること。

＜提出書類＞

- ・細則様式15 取りやめ届（正副2部）
- ・確認済証（原本）
- ・確認申請書の副本
- ・建築主が取りやめることに同意している旨が記載され、建築主の記名押印がされた書類
- ・上記書類の押印に使用した印鑑の印鑑証明書（コピー不可）
（上記書類の記名を自署で行う場合は、押印・印鑑証明の省略可）

【様式データのホームページ掲載】

記載事項変更届・取下届・取りやめ届の様式データは、
下記ページ内の「条例・要綱に基づく様式」の項目に掲載

札幌市公式ホームページ

ホーム ＞ 観光・産業・ビジネス

＞ 建築・測量・道路 ＞ 建築物・建築確認 ＞ 建築物・敷地に関する制限の調査

＞ 条例・要綱・取扱様式

（ <https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/jourei/jourei-top.html> ）

10. 中間検査の対象建築物等

中間検査の対象建築物等は(1)及び(2)による。なお、両方とも該当する場合はそれぞれの検査を受ける必要がある。

(1) 政令の定めによる特定工程（法第7条の3第1項第1号による中間検査）

対象建築物の考え方は、「建築構造審査・検査要領－確認審査等に関する指針 運用解説編－2022版（編集：日本建築行政会議）」の第6章に準じる。

(2) 札幌市の指定による特定工程（法第7条の3第1項第2号による中間検査）

＜対象建築物＞

地上3階以上の部分を含む、新築、増築、改築の工事で、その工事を行う部分に共同住宅の用途が含まれる建築物が対象となる。（次ページのイメージ図参照）

ただし、法第68条の20第2項に規定する認証型式部材等によるものや、法第85条第6項又は第7項による仮設建築物は対象外。

＜特定工程＞

特定工程の指定は下表のとおり。なお、「主要な構造」とは、その建築物を構成する構造のうち、床面積の合計が最大となる構造のことを指す。

建築物の構造	指定する特定工程及び特定工程後の工程	
	特定工程	特定工程後の工程
主要な構造が 木造	構造耐力上主要な軸組の工事 （枠組壁工法にあっては、耐力壁の工事）	構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法にあっては、耐力壁）を覆う内装工事又は外装工事（屋根ふき工事を除く。）
主要な構造が 鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、壁の内装工事又は外装工事（屋根ふき工事を除く。）

【参考：令和2年の改正概要】（令和2年7月1日施行）

共同住宅用途を含む木造			共同住宅用途を含む鉄骨造		
	改正前	改正後		改正前	改正後
規模	規模によらず 検査対象	地上3階建以上	規模	指定なし	地上3階建以上
工程	建方工事 基礎工事	建方工事	工程	指定なし	建方工事

※木造の建方工事：軸組または耐力壁の工事

【『(2) 札幌市の指定による特定工程』の対象建築物例】

凡例

事務所等 : ここでは、共同住宅以外の用途をいう。

用途名

: 新築・増築・改築部分を示す。

用途名

: 既存部分を示す。

新築	対象	3階	共同住宅	事務所等	共同住宅
			共同住宅	事務所等	共同住宅
		▼GL	共同住宅	共同住宅	共同住宅
	対象外	3階		事務所等	
			共同住宅	事務所等	
		▼GL	共同住宅	事務所等	

増築・改築	対象	3階	共同住宅	共同住宅	事務所等	共同住宅	事務所等
			共同住宅	共同住宅	事務所等		共同住宅
		▼GL	共同住宅	共同住宅	事務所等		共同住宅
	対象外	3階	共同住宅		事務所等		
			共同住宅	共同住宅	共同住宅		
		▼GL	共同住宅	共同住宅	共同住宅		

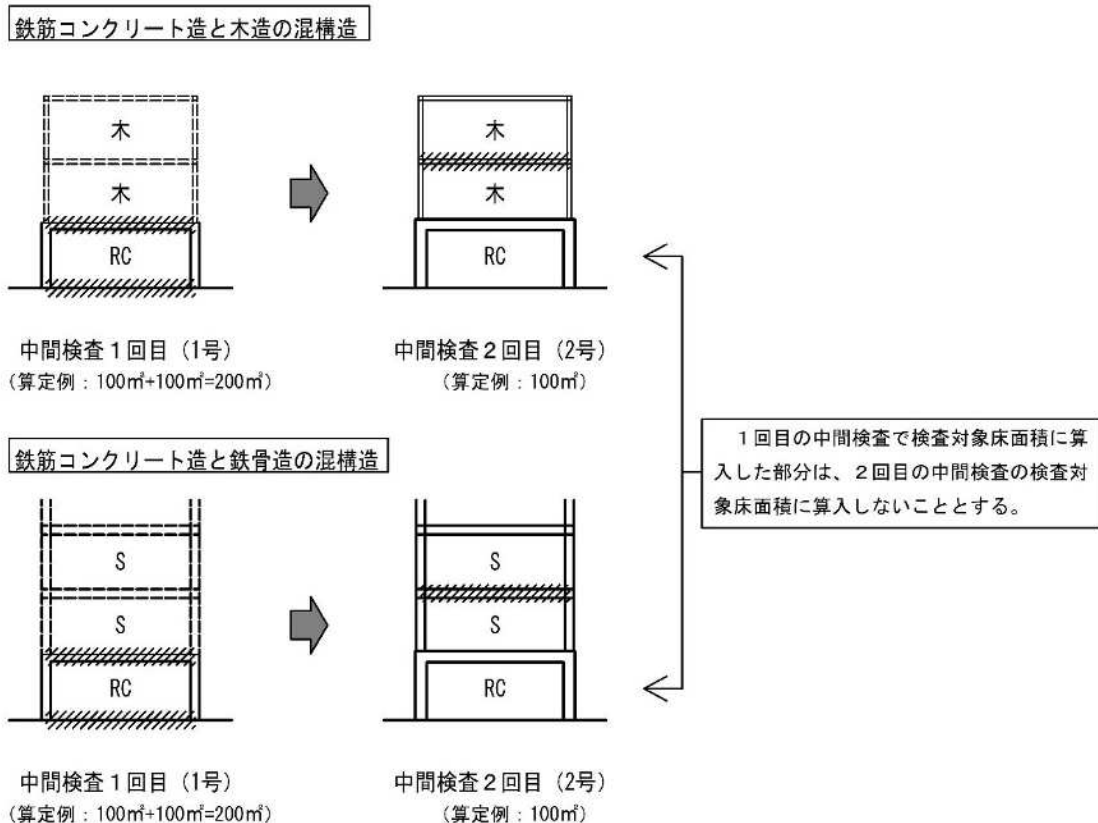
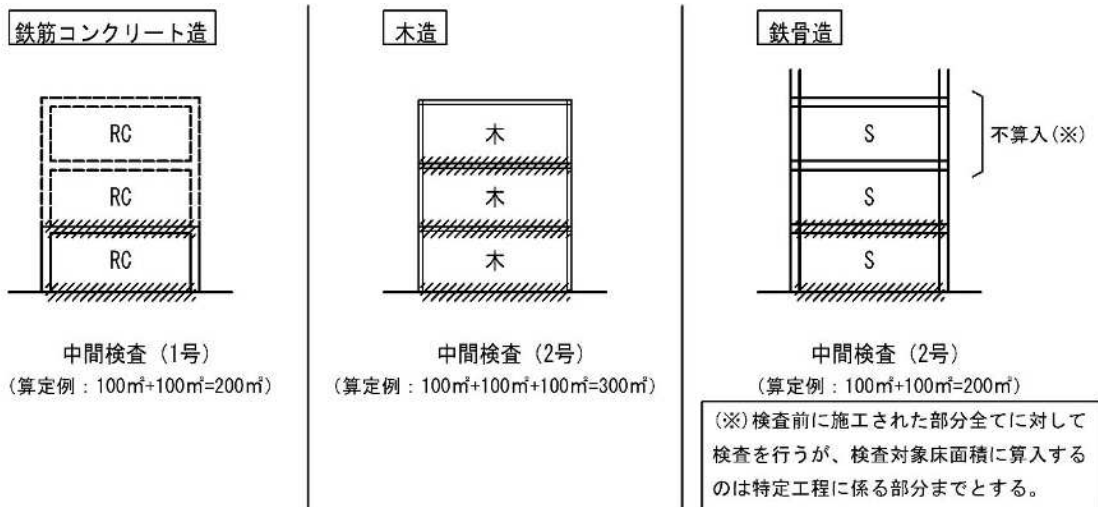
11. 中間検査の検査対象床面積について

札幌市の建築主事に中間検査を申請する場合、「中間検査申請書における検査対象床面積」および「手数料算定上の床面積の合計」は下図の斜線部の床面積の合計とする。

(図中カッコ書きは、各階の床面積が 100 m^2 の場合の算定例)

なお、指定確認検査機関へ申請する場合は、各機関に直接確認すること。

- 凡例 1号： 法第7条の3第1項第1号による中間検査（鉄筋コンクリート造等）
2号： 法第7条の3第1項第2号による中間検査（木造、鉄骨造）



(参考様式)

委任状

私は、次の者を代理者と定めて下記の権限を委任します。

事務所名	() 建築士事務所 () 登録第	号
事務所所在地	() 建築士 () 登録第	号
氏名		

記

1. 建築場所又は築造場所 札幌市 区
2. 主要用途 ()
3. 工事種別 (1)新築 (2)増築 (3)改築 (4)その他 ()
4. 上記の建築物等について(イ、ロのどちらかを○で囲んでください。)

イ. 建築基準法令等に関する手続きについてすべての権限を委任します。

ロ. 下記のうち○印の項目について委任します。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 確認済証の受領 | (5) 認定申請書の提出・訂正・受領 |
| (2) 承認申請書の提出・訂正・受領 | (6) 認定取消し申請書の提出・受領 |
| (3) 記載事項変更届の提出・訂正・受領 | (7) 取下届の提出・訂正・受領 |
| (4) 許可申請書の提出・訂正・受領 | (8) 取止届の提出・訂正・受領 |

令和 年 月 日

住所(所在)

氏名(名称)

※ 代理者が受領する場合は代理者の印鑑をご持参ください。

(様式-1) (裏面)

危険物調書

事業所の所在地								
事業所の名称及び 代表者氏名								
事業内容								
建築物の 延べ面積	m ²	貯蔵所の 床面積	m ²	処理場の 床面積	m ²			
	危険物の種類等				危険物の貯蔵量及び処理量			
	種類	品名	性質	用途	最大貯蔵量	係数	最大処理量	係数
地 上								
地 下								
					合 計		合 計	
危険物貯蔵処理 方法その他の 参考となる事項								
注 1 危険物の種類等は、建築基準法施行令第116条第1項の表に掲げる名称を使用してください。 2 危険物の貯蔵量及び処理量における係数は、建築基準法施行令第130条の9第1項の表に掲げる数量で、当該用途地域の欄の数値を1として、それに対する比を示してください。								
備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。								

(様式-2)

既存不適格調書

(現況の調査書)

建 築 主	住 所 氏 名			
建 築 場 所	札幌市			
既存建築物を 調査した者	()建築士 ()登録 第 号 ()建築士事務所 ()知事登録 第 号 氏 名			
氏名・電話番号	(電話)			
確認済証番号	☐ 有(年 月 日 第 号) ☐ 無			
検査済証番号	☐ 有(年 月 日 第 号) ☐ 無			
計 画 概 要	① 現況主要用途		② 予定建築物 用途	
	③ 工事種別	☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替え ☐ 移転 ☐ 用途変更		
調 査 結 果 概 要	① 集団規定	☐ 適法 ☐ 既存不適格		
	既存不適格条項			
	② 構造耐力関係規定	☐ 適法 ☐ 既存不適格		
	既存不適格条項			
	③ 上記いがいの規定	☐ 適法 ☐ 既存不適格		
	既存不適格条項			
④ 増改築等の履歴				
⑤ 既存部分の劣化 状況				
備考欄				
注1 既存建築物の平面図及び配置図を添付してください（増改築の履歴がある場合は、当該部分を示す必要があります）。 2 新築又は増改築の時期を示す検査済証の写しを添付してください。（検査済証が無い場合は、確認済証又は確認台帳の記載事項証明（建築確認を行った機関が交付したもの）に加えて、工事の実施を特定できる書類（工事契約書の写し、登記事項証明書等）を添付してください。） 3 基準時以前の建築基準関係法令への適合を確かめるための図書等を添付してください。				

※ 既存不適格に該当する場合は、
基準時を記載してください。
なお、「基準時」については、
施行令第137条を参照して下さい。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式-3)

許 可 申 請 書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者 住所
氏名

土地区画整理法第76条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

建築等を行おう とする土地の所 在及び地番							
仮 換 地		街区 符号		仮換地 地 積		m ²	
土地所有者		住 所				氏 名	電 話 ()
当該申請に係る 連絡先		担当者名 : 電話 () -					
建 築 等 の 種 類 及 び 内 容 等	建築物	工事種別		新築 増築 移転		添 付 図 面	・位置図 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・その他 ()
		構造					
		建築物の用途					
		敷地面積		m ²			
		建築面積		m ²			
	建築 以外 の行為	種別					
		数量・規模					
		構造等					
着工及び竣工 予 定 月 日		着工： 許可の日から 日以内 または 令和 年 月 日 竣工： 着工の日から 日以内 または 令和 年 月 日					
※土地区画整理 事業の名称							札 幌 市 受 付 印
※都市計画法		地域					
第8条第1項							
の地域地区		地区					

※太枠内を記載してください。

(様式-3) (裏面)

記 載 要 領

- 1 申請者の押印は不要です。申請者が法人の場合は、「申請者・氏名」は法人の名称及びその代表者の氏名を記入してください。
 - 2 (1) 建築等を行おうとする場所が仮換地の場合は、「仮換地」「仮換地地籍」欄に必ず記入するとともに、「建築等を行おうとする土地の所在及び地番」は、当該仮換地の全ての底地番を記入してください。
(2) 建築等を行おうとする場所が仮換地以外の場合は、「建築等を行おうとする土地の所在及び地番」欄に当該地の全ての地番を記入してください。「仮換地」「仮換地地籍」欄は記入不要です。
 - 3 開発行為にあたる場合は別途、都市計画法許可が必要となります。
 - 4 申請が建築物の場合は、「建築物」欄に記入してください。
(1) 「工事種別」欄は該当するものを○で囲み、「構造」欄は下記(例)のように記入してください。
(例) 木造 石造 ブロック造 鉄骨造 鉄筋コンクリート造
(2) 「建築物の用途」欄は、住居、店舗、店舗併用住宅、共同住宅、工場、倉庫等の別を記入してください。
 - 5 申請が建築以外の行為(土地の区画形質の変更・工作物の新築・増築、物件の堆積)の場合は、「建築以外の行為」の欄に種別、数量・規模及び構造等を記入してください。
 - ・ 申請の対象は地下埋設物等も含みます。
 - 6 添付図面は
 - ・ 位置図(縮尺1/5000 程度) 方位、施工箇所、道路及び目印となる土地建物等を記入してください。
 - ・ 配置図(縮尺1/50～1/300) 方位、敷地境界線、道路及び敷地内での行為内容を明確に記入してください。申請行為の場所が仮換地の場合は、敷地境界点の座標値も記入してください。
 - ・ 建築物については、下記の図面も添付してください。
 - 平面図(縮尺1/50～1/200) 建築物の各階平面図
 - 立面図() 各面のもの
- 注1 申請地が仮換地の一部の場合は、仮換地のどの部分かを明確に表示した図面を添付してください。
- 注2 給排水設備の位置を図面に記入してください。
- 注3 建築物と併せて、土留擁壁、塀等を設置する場合には、「建築以外の行為」欄に記入してください。
- 7 申請書の提出部数等、提出先等
 - (1) 許可申請書は、2 部(申請者・札幌市控え)作成してください。
 - (2) 許可申請の流れ
 - ① 建築確認を札幌市に申請する場合は、この許可申請書と建築確認申請書の両方を建築指導部建築確認課へ提出してください。
 - ② ①以外の場合は、この許可申請書を市街地整備部区画整理事業担当課(本庁舎 7F南側)に提出してください。

※本申請の許可に係る標準処理期間は、特別な事情がない限り10日間です。処理期間を考慮のうえ申請してください。

(様式-4)

浄化槽確認申請（通知）設計概要書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長
特定行政庁設置者の住所
氏 名

(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

6 1
18 2

浄化槽を設置したいので、建築基準法第 条第 項の規定により次のとおり申請（通知）します。

1 設置場所の地名地番	札幌市 区		
2 種類	① 浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ② その他		
3 処理の対象	① し尿のみ ② し尿及び雑配水		
4 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	m ²		
5 処理対象人員及び算定根拠	人		
6 処理能力	イ. 日平均汚水量	m ³ /日	
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除却率	%以上	
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/ℓ以下	
7 放流先又は放流方法	① 側溝 () ② 河川 () ③ その他 ()		
8 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号		
9 着工予定年月日	令和 年 月 日	10 使用開始予定年月日	令和 年 月 日
11 付近の見取図			
12 その他の特記事項			

行政庁記入欄

- (注 意) 1. 「札幌市長
特定行政庁」については、不要のものを消してください。
2. 2欄・3欄及び7欄は、該当する事項を○で囲んでください。
3. 11欄は、設置位置・放流経路・放流先・方位・道路及び目標となる地物を明示してください。。
4. 12欄は、処理対象人員と使用対象人員が当面異なる場合にその使用予定人員を ください。

- 備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本興業規格A列4番とする。

(様式-5)

都市計画施設等の区域内における建築許可申請書									
札幌市長 様					令和 年 月 日				
住所					申請者				
					氏 名				
都市計画法第53条第1項の規定により、建築の許可を受けたいので、次のとおり申請します。									
記									
建築物の敷地の所在及び地番		札幌市 区							
建築物の構造		造り		屋根		壁			
工 事 種 別		・ 新 築 ・ 増 築 ・ 改 築 ・ 移 転							
敷地面積		m ²	建築面積		m ²	延べ面積	1階 m ²	2階 m ²	合計 m ²
その他参考事項	敷地所有者	住所					氏名		
	建築物の用途								
	着工及びしゅん工予定年月日	許可の日から 日以内着手				自 令和 年 月 日			
		又は							
		起工の日から 日以内しゅん工				至 令和 年 月 日			
連絡先	電話								
※都市計画施設又は市街地開発事業の名称							※ 受付欄		
※法第8条第1項各号に掲げる地域又は地区			地域		地区				
備考									

注 1 ※の欄は、記入しないでください。

2 申請者が法人である場合には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

3 建築物の構造は都市計画区域内にある部分について記入してください。

(様式-5) (裏面)

添付図面

1 位置図

方位、施工箇所、道路、交通機関及び目標となる土地・建物等が記載されたもの。

2 配置図

方位、敷地の境界線、敷地内の建築位置及び既存建築物との配置が記載されたもの。

3 平面図

建築物の各階平面図

4 側面図

建築物の2面以上が記載されたもの。

- ア 添付図面は、建築確認申請書添付図面に準じること。
- イ 木造以外については、さらに規模、構造の確認ができる図面を添付すること。
- ウ 許可申請を代理人に委任した場合は、委任状を添付すること。
- エ 必要により他の関係図面の添付を求めることがあります。
- オ 許可申請書は、2部提出すること。

委 任 状

私は、_____を代理人と定め、次の建築物の都市計画法第53条に係る申請手続きの一切を委任します。

1 建築場所

札幌市 _____ 区 _____

2 主要用途（該当するものに○を付すこと）

専用住宅，共同住宅，併用住宅，非住宅（ _____ ）

3 工事種別（該当するものに○を付すこと）

新築，増築，改築，移転，その他（ _____ ）

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

建築主 _____ 住 所 _____
氏 名 _____

(様式-6)

工 事 実 施 確 認 写 真 提 出 用 紙

建築基準法第7条の5により当該工事を設計図書のとおり実施したことを確認しましたので、建築基準法施行規則第4条第1項第2号に基づき工事実施確認写真を次のとおり提出いたします。

この工事実施確認写真は、当該工事にかかるもので事実と相違ありません。

建築主氏名	_____
工事監理者氏名	_____
資 格	()級建築士()登録 第 _____ 号
建築士事務所	()級建築士事務所()知事登録 第 _____ 号
所在地	(〒 _____)
電話番号	(_____) - _____ - _____

基礎配筋 1

写 真

(基礎の配置形態がわかるもの)

撮 影 年 月 日 部位 (例 東隣地側)

基礎配筋 2

写 真

(配筋形状等がわかるもの)

部位 (例 居間)

構造耐力上主要な軸組 3

写 真

(柱・筋かい等配置がわかるもの)

撮 影 年 月 日 部位 (例 和室壁)

構造耐力上主要な軸組 4

写 真

(仕口・継手等緊結等がわかるもの)

部位 (例 筋かい継手)

屋根の小屋組 5

写 真

(小屋組の形態がわかるもの)

撮 影 年 月 日 部位 (例 洋室 見上)

屋根の小屋組 6

写 真

(火打梁・母屋等の接合部等がわかるもの)

部位 (例 火打ばり、母屋)

(様式-7)

建築基準法第53条の2第3項の規定に関する既存の建築物の敷地等に係る報告書

- ☐ 平成18年3月30日以前から建築物の敷地として使用している敷地で敷地面積が165㎡未満の敷地
- ☐ 平成18年3月30日以前から存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することにより敷地面積が165㎡未満となる敷地
- ☐ 一定の公共事業の施行等による建築物の敷地面積の減少によりその面積が165㎡未満となる敷地

に建築確認申請を行うことから、次のとおり関係書類を添えて報告します。この報告書に記載した事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

(あて先)

札幌市建築主事

報告者(建築主) 住 所
氏 名

対象敷地の所在及び地番	札幌市 区
対象敷地面積(㎡)	㎡
都市計画により定められた敷地面積の最低限度	165㎡
	☐ 既に建築物の敷地として使用している場合 ☐ 既存建築物の建築確認申請書類 ☐ その他() ☐ 所有権に基づいて使用する敷地の場合(※敷地の形状及び面積等の経緯が分かるもの) ☐ 土地登記簿謄本 ☐ 売買契約書 ☐ その他() ☐ 借地権に基づいて使用する敷地の場合 ☐ 借地契約書 ☐ その他() ☐ 一定の公共事業の施行等により面積が減少する敷地の場合 ☐ 仮換地通知書又は仮換地証明書 ☐ その他() ☐ その他

- 注 1) 該当する項目の□にレを記入し必要事項を記入してください。
- 2) 関係書類は写しで構いません。
- 3) 必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。
- 4) この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用できます。

(様式-8)

【建築基準関係規定チェックリスト】

法令	法律名	法令等	内容	該当		担当部署
				有	無	
令9条一	消防法	法9条	火を使用する設備、器具等に関する規制	☐	☐	<1000㎡超の建築物> 消) 予防部予防課 011-215-2040
		法9条の2	住宅用防災機器の設置及び維持	☐	☐	<1000㎡以下の建築物> 各区消防署 電話番号は表下※1
		法15条	映写室の構造設備 (常時映画を上映する建築物等)	☐	☐	<1000㎡超の建築物> 消) 予防部査察規制課 011-215-2050
		法17条	消防用設備の設置、維持	☐	☐	<1000㎡以下の建築物> 各区消防署 電話番号は表下※1
令9条二	屋外広告物法	法3条、法4条、法5条	屋外広告物の設置の禁止又は制限	☐	☐	各区土木センター 電話番号は表下※2
令9条四	高圧ガス保安法	法24条	圧縮天然ガスの家庭用設備の設置等	☐	☐	消) 予防部査察規制課 011-215-2050
令9条五	ガス事業法	法162条	ガス消費機器の設置等の基準適合義務	☐	☐	経済産業省北海道産業保安監督部保安課 011-709-2311
令9条六	駐車場法	法20条	建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の設置	☐	☐	都) 建築安全推進課 011-211-2867
令9条七	水道法	法16条	給水装置の構造及び材質	☐	☐	水) 給水装置課 011-211-7081
令9条八	下水道法	法10条①、③	排水設備の設置及び構造	☐	☐	下) 排水指導課 011-818-3422
令9条九	宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)	法12条①	宅地造成等規制区域内の宅地造成に関する工事の許可	☐	☐	都) 開発指導課 011-211-2512
		法16条①	許可を受けた工事の計画の変更に対する許可(省令で定める軽微な変更は除く)	☐	☐	
令9条十	流通業務市街地の整備に関する法律	法5条①	流通業務地区内の規制	☐	☐	政) 都市計画課 011-211-2506
令9条十一	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	法38条の2	供給設備又は消費設備の設置等工事の技術基準適合義務	☐	☐	消) 予防部査察規制課 011-215-2050
令9条十二	都市計画法	法29条①、②	開発行為の許可	☐	☐	都) 開発指導課 011-211-2512
		法35条の2①	開発行為の事項変更の許可	☐	☐	
		第41条②	開発許可により建築物の建ぺい率等の定められた敷地の制限	☐	☐	
		法42条	開発許可を受けた土地における建築等の制限	☐	☐	
		法43条①	市街化調整区域における開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限	☐	☐	
		法53条①	都市計画施設の区域内、市街地開発事業施行区域内の建築の許可	☐	☐	<都市計画道路内> <都市高速鉄道(地下鉄)> 交通計画課 011-211-2275 <土地区画整理事業> 区画整理事業担当課 011-211-2657 <流通業務団地> 市街地整備部総務課 011-211-2555
令9条十四	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律	法5条④	自転車等の駐車対策の総合的促進	☐	☐	都) 建築安全推進課 011-211-2867
令9条十五	浄化槽法	法3条の2①	浄化槽によるし尿処理等	☐	☐	環) 事業廃棄物課 011-211-2927
バリアフリー法14条④項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)	法14条	特別特定建築物の建築等における基準適合義務等(該当有の場合は、別紙を提出)	☐	☐	都) 建築安全推進課 011-211-2867
省エネ法10条	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(建築物省エネ法)	法10条①	建築主の基準適合義務	☐	☐	都) 建築確認課設備確認担当係 011-211-2846

※1 各区消防署の担当部署

中央消防署予防課 011-215-2120
 北消防署予防課 011-737-2100
 東消防署予防課 011-781-2100
 白石消防署予防課 011-861-2100
 厚別消防署予防課 011-892-2100
 豊平消防署予防課 011-852-2100
 清田消防署予防課 011-883-2100
 南消防署予防課 011-581-2100
 西消防署予防課 011-667-2100
 手稲消防署予防課 011-681-2100

※2 各区土木センターの担当部署

中央土木センター維持管理課 011-614-5800
 北土木センター維持管理課 011-771-4211
 東土木センター維持管理課 011-781-3521
 白石土木センター維持管理課 011-864-8125
 厚別土木センター維持管理課 011-897-3800
 豊平土木センター維持管理課 011-851-1681
 清田土木センター維持管理課 011-888-2800
 南土木センター維持管理課 011-581-3811
 西土木センター維持管理課 011-667-3201
 手稲土木センター維持管理課 011-681-4011



該当有の建築基準関係規定について法適合を確認しました。

設計者	
-----	--

(設計者の氏名を記入してください)

※ 本チェックリストは、確認申請の内容が建築基準関係規定の規

制対象の有無を確認するためのものです。

該当がある場合は事前に法適合についてご確認ください。

(様式-8 別紙)

バリアフリー法建築物移動等円滑化基準チェックリスト

建築物特定 施設等	条件	整備基準	設計内容	※
	(1) 移動等円滑化経路(利用居室から道等、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設に至る経路)の1以上	①階段又は段を設けない (設ける場合は傾斜路又は昇降機を併設する)	有 ・ 無 (講じた措置)	
1 出入口 (第18条)	(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口のそれぞれ1以上	①幅 80 cm以上	(内法幅) cm	
		②自動開閉又は車椅子使用者が容易に開閉して通過できる戸となっているか	(開閉方法)	
		③戸の前後に高低差がない(水平)	有 ・ 無	
2 廊下等 (第11条) (第18条)	(1) 移動等円滑化経路を構成する廊下等のそれぞれ1以上	①滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		①幅 120 cm以上とし、50m 以内ごとに車椅子転回スペースを設ける	(内法幅) cm (転回部) 有・無	
		②自動開閉又は車椅子使用者が容易に開閉できる戸	(開閉方法)	
		③戸の前後に高低差がない(水平)	有 ・ 無	
	不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分(自動車車庫の用途を除く)	④階段の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設	有 ・ 無 (講じた措置)	
3 階段 (第12条)	その踊場を含む	①手すりを設置(踊場を除く)	有 ・ 無	
		②滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		③段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	
		④主たる階段は回り段としない	(回り段) 有・無	
	不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分(自動車車庫の用途を除く)	⑤上端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設(段の部分と連続した手すりを設けた場合を除く)	有 ・ 無 (講じた措置)	
4 傾斜路 (第13条) (第18条)	階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。 その踊場を含む	①手すりを設置 (勾配 1/12 以下で高さ 16 cm以下の傾斜部分は免除)	有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm	
		②滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		③廊下等と識別しやすい色	(講じた措置)	
	勾配 1/20 以下、又は高さ 16 cm以下で勾配 1/12 以下の傾斜路除く 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する部分(自動車車庫の用途を除く)	④上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設(傾斜の部分と連続した手すりを設けた踊場の場合は除く)	有 ・ 無 (講じた措置) (勾配) / (高さ) cm	
	(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路のそれぞれ1以上	①幅 120 cm以上 (段併設の場合 90 cm以上)	(内法幅) cm (段併設) 有・無	
		②勾配 1/12 以下(高さ 16 cm以下は勾配 1/8 以下)	(勾配) /	
		③高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm	

建築物特定施設等	条件	整備基準	設計内容	※
5 昇降機 (第18条)	(1) 移動等円滑化経路を構成する昇降機及びその乗降ロビーのそれぞれ1以上(籠の停止階は利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階とする)	①出入口幅 80cm 以上	(内法幅) cm	
		②籠の奥行き 135cm 以上	(籠の奥行) cm	
		③乗降ロビー150cm×150cm 以上 (高低差なし)	(内法寸法) cm × cm (高低差) 有・無	
		④籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置	(装置の高さ) cm	
		⑤籠内に停止予定階、現在位置の表示装置	有 ・ 無	
		⑥乗降ロビーに籠の昇降方向の表示装置	有 ・ 無	
	不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するもの(自動車庫の用途を除く)	⑦籠内に到着階、出入口閉鎖を音声により知らせる装置	有 ・ 無	
		⑧視覚障害者が円滑に操作できる制御装置	(点字表示等) 有 ・ 無	
		⑨籠内又は乗降ロビーに籠の昇降方向を音声により知らせる装置	有 ・ 無	
	不特定多数の者が利用する床面積が 2,000 m ² 以上に適用	⑩籠の幅 140cm 以上	(内法幅) cm	
		⑪車椅子の転回に支障ない籠の構造		
	(2) 特殊な構造又は使用形態の昇降機を設ける場合 (エレベーターの場合)	①段差解消機(建設省告示第1413号第1第九号)	(構造方法)	
		②籠の幅 70 cm 以上、籠の奥行き 120 cm 以上	(幅) cm (奥行き) cm	
		③籠内で転回して乗降する場合の構造	(支障) 有・無	
	(エスカレーターの場合)	④車椅子使用者(建設省告示1417号第1ただし書)	(構造方法)	
6 便所 (第14条)	(1) 不特定多数又は主として高齢者、身体障害者等が利用する便所を設ける場合	①車椅子使用者用便房を1以上設置	(車椅子用) 有・無	
		a 腰掛便座、手すり等の適切な配置	(手すり等) 有・無	
		b 車椅子使用者の利用に十分な空間の確保	(空間) 有 ・ 無	
		c 車椅子使用者用便房がある旨の表示	(標識) 有 ・ 無	
	(2) 男子用小便器のある便所	⑤オストメイト対応水洗器具を1以上設置	有 ・ 無	
		①床置き式その他これに類する小便器1以上設置	(床置き式) 有 ・ 無	
7 ホテル又は旅館の客室 (第15条)	車椅子使用者用客室	客室の総数が 50 以上の場合は客室総数の 1/100 以上	(全客室数) 室 (車椅子用) 室	
	(1) 車椅子利用者用便房 (当該階に共用の車椅子利用者用便房がある場合を除く)	①出入口幅 80 cm 以上	(内法幅) cm	
		②自動開閉又は車椅子使用者が容易に開閉して通過できる戸となっているか	(開閉方法)	
		③戸の前後に高低差がない(水平)	有 ・ 無	

建築物特定施設等	条件	整備基準	設計内容	※
7 ホテル又は旅館の客室 (続き) (第15条)	(2)浴室又はシャワー室 (同一建築物内に整備基準と同等の共用浴室等がある場合を除く)	①車椅子使用者用浴室等	有 ・ 無	
		②浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置		
		③車椅子使用者が利用しやすい十分な空間確保		
		④出入口幅 80 cm以上	(内法幅) cm	
		⑤自動開閉又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる戸となっているか	(開閉方法)	
		⑥戸の前後に高低差がない(水平)	有 ・ 無	
8 敷地内の通路 (第16条) (第18条)	段がある部分	①滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		②手すりを設置	有 ・ 無	
		③段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	
	傾斜路	④手すりを設置(勾配 1/12 以下で高さ 16 cm以下、又は勾配 1/20 以下の傾斜部分は免除)	有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm	
		⑤前後の通路と識別しやすい色	(講じた措置)	
	(1)移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路のそれぞれ1以上	①幅 120 cm以上	(幅員) cm	
		②50m 以内ごとに車椅子転回スペース	(転回部) 有・無	
		③自動開閉又は車椅子使用者が容易に開閉して通過できる戸となっているか	(開閉方法)	
		④戸の前後に高低差がない(水平)	有 ・ 無	
	傾斜路	⑤幅 120 cm以上 (段併設の場合 90 cm以上)	(内法幅) cm (段併設) 有・無	
		⑥勾配は 1/12 以下 (高さ 16 cm以下は 1/8 以下)	(勾配) / (高さ) cm	
		⑦高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場 (勾配が 1/20 以下の場合は免除)	(高さ) cm (勾配) / (踏幅) cm	
	*移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が、急傾斜地等による地形の特殊性がある場合は「道等」を「当該建築物の車寄せ」とする。	車寄せからの整備基準に支障があるか	有 ・ 無	
9 駐車場 (第17条)	不特定多数又は主として高齢者、身体障害者等が利用する駐車場を設ける場合	①車椅子使用者用駐車施設を1以上設置	(車椅子用) 有・無	
		a 幅 350 cm以上	(幅員) cm	
		b 利用居室又は建物出入口に近いところに設置	(近い位置) 有 ・ 無	

建築物特定施設等	条件	整備基準	設計内容	※
10 標識 (第19条)	移動等円滑化の措置された昇降機、便所、駐車施設の付近に標識の設置 (JIS Z8210 に定める案内記号)	①昇降機への標識	有 ・ 無	
		②便所への標識	有 ・ 無	
		③駐車施設への標識	有 ・ 無	
11 案内設備 (案内所を設ける場合を除く) (第20条)	建築物又は敷地に、移動等円滑化の措置がとられた昇降機、便所、駐車施設の配置を表示する案内板等の設置 (昇降機、便所、駐車場の配置が容易に視認できる場合を除く)	①昇降機の位置図	有 ・ 無	
		②便所の位置図	有 ・ 無	
		③駐車施設の位置図	有 ・ 無	
	建築物又は敷地に、移動等円滑化の措置がとられた昇降機、便所の位置を、点字等により視覚障害者に示す設備を設置	①昇降機の配置を点字等で示す設備	有 ・ 無	
		②便所の配置を点字等で示す設備	有 ・ 無	
12 点字等で示す設備(案内板)までの経路、又は案内所までの経路 (第21条)	道等から案内設備までの1以上の経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする (道等から視覚障害者用に設けた点字表記の案内板までの経路、又は道等から案内所まで経路。このうちの1以上の経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする) *自動車駐車施設までの経路を除く	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 (風除室で直進する場合は免除)	有 ・ 無 (講じた措置)	
		②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	有 ・ 無	
		③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか。 (勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合、又は高さが16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合を除く。若しくは段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く)	有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)	

注1 移動等円滑化経路：利用居室から道等又は車椅子利用者用便房若しくは車椅子利用者用駐車施設までの経路をいう。

注2 利用居室：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。

注3 建築物特定施設等の欄の(第○条)は、バリアフリー法政令の該当条文を示す。